

頁	現行 (令和3年2月)	修正後	備考
3	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的と構成 (略)</p> <p>第5 基本方針 (略)</p> <p>2 災害応急対策, 災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備 (略)</p> <p>そのため, <u>避難勧告等の</u>情報伝達体制や地震観測体制の充実・強化を図るとともに, 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど, 具体的かつ実践的なハザードマップの整備, 防災教育, 防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施, 避難場所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化, 補完的機能の充実 大規模地震災害時においては, 情報伝達を確実に行うことが重要となる。 災害時における情報通信の重要性に鑑み, 緊急速報メールが有する一斉通報機能を活用して広く普及している携帯電話で<u>避難勧告</u>を伝達するなど, 携帯電話, インターネット等の情報通信ネットワークを活用し, 伝達手段の耐災化, 多重化, 多様化を図る必要がある。また, <u>情報通信技術の発達を踏まえ, AI, IoT, クラウドコンピューティング技術, SNS</u> など, <u>ICTの防災施策への積極的な活用が必要である。</u></p> <p>(略)</p> <p>11 多様な主体の参画による防災対策の確立 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため, 地方防災会議の委員への<u>任命</u>など, 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者, 障害者などの参画を拡大し, 男女共同参画や多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的と構成 (略)</p> <p>第5 基本方針 (略)</p> <p>2 災害応急対策, 災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備 (略)</p> <p>そのため, <u>高齢者等避難や避難指示, 緊急安全確保 (以下, 「避難情報」という。)</u>の情報伝達体制や地震観測体制の充実・強化を図るとともに, 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど, 具体的かつ実践的なハザードマップの整備, 防災教育, 防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施, 避難場所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化, 補完的機能の充実 大規模地震災害時においては, 情報伝達を確実に行うことが重要となる。 災害時における情報通信の重要性に鑑み, 緊急速報メールが有する一斉通報機能を活用して広く普及している携帯電話で<u>避難情報</u>を伝達するなど, 携帯電話, インターネット等の情報通信ネットワークを活用し, 伝達手段の耐災化, 多重化, 多様化を図る必要がある。また, <u>効果的・効率的な情報伝達による防災対策を行うため, AI, IoT, クラウドコンピューティング技術, SNSの活用</u>など, <u>災害対応に必要な情報項目等の標準化や, システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</u></p> <p>(略)</p> <p>11 多様な主体の参画による防災対策の確立 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため, 地方防災会議の委員に<u>占める女性の割合を高めるように取り組む</u>など, 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者, 障害者などの参画を拡大し, 男女共同参画や多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>災対法の改正による</p> <p>災対法の改正による 防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考												
7	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱 (略)</p> <p>第2 組織 (略)</p> <p>2 災害対策本部等 県内において災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく県及び市町村の災害対策本部並びに関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。 (略)</p>	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱 (略)</p> <p>第2 組織 (略)</p> <p>2 災害対策本部等 県内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）は、災害対策基本法に基づく県及び市町村の災害対策本部並びに関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>												
12	<p>第4 防災機関の業務大綱 【県・市町村】</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略) (6) 避難の指示、勧告の発令及び指定避難所等の開設</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)			市町村	(略) (6) 避難の指示、勧告の発令及び指定避難所等の開設	<p>第4 防災機関の業務大綱 【県・市町村】</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略) (6) 避難情報の発令及び指定避難所等の開設</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)		市町村	(略) (6) 避難情報の発令及び指定避難所等の開設	<p>災対法の改正による</p>			
(略)															
市町村	(略) (6) 避難の指示、勧告の発令及び指定避難所等の開設														
(略)															
市町村	(略) (6) 避難情報の発令及び指定避難所等の開設														
14	<p>【指定公共機関】</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社宮城県支部</td> <td>(略) (5) その他災害救護に必要な業務</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)		日本赤十字社宮城県支部	(略) (5) その他災害救護に必要な業務	<p>【指定公共機関】</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社宮城県支部</td> <td>(略) (5) その他応急対応に必要な業務</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)		日本赤十字社宮城県支部	(略) (5) その他応急対応に必要な業務	<p>記述の適正化</p>				
(略)															
日本赤十字社宮城県支部	(略) (5) その他災害救護に必要な業務														
(略)															
日本赤十字社宮城県支部	(略) (5) その他応急対応に必要な業務														
17	<p>【指定地方公共機関】</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)		(新規)		(略)		<p>【指定地方公共機関】</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般社団法人宮城県薬剤師会</td> <td>災害時における医薬品の管理と供給</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)		一般社団法人宮城県薬剤師会	災害時における医薬品の管理と供給	(略)		<p>指定地方公共機関の追加</p>
(略)															
(新規)															
(略)															
(略)															
一般社団法人宮城県薬剤師会	災害時における医薬品の管理と供給														
(略)															
18	<p>第3節 宮城県を取り巻く地震環境 (略)</p>	<p>第3節 宮城県を取り巻く地震環境 (略)</p>													

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想定調査の実施ができなくなり、中断することとなった。<u>次期被害想定調査については、被災市町において復興に向けたまちづくりがある程度進展した段階で実施することとしている。</u></p>	<p>の被害が発生した。被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想定調査の実施ができなくなり、中断することとなった。<u>第五次地震被害想定調査については、令和3年度から着手しており、令和5年度に完了する見込みである。</u></p>	記述の適正化
39	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防対策</p> <p>第2節 地震に強いまちの形成</p> <p><主な実施機関> 県（<u>総務部</u>、土木部）、市町村 (略)</p> <p>第3 地震に強い都市構造の形成</p> <p>県及び市町村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災拠点ともなる都市公園、幹線道路、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導</p> <hr/> <p>により、地震に強い都市構造の形成を図る。</p> <p>事業の実施に当たっては、<u>効率的・効果的に行われるよう配慮する。</u></p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防対策</p> <p>第2節 地震に強いまちの形成</p> <p><主な実施機関> 県（<u>復興・危機管理部</u>、土木部）、市町村 (略)</p> <p>第3 地震に強い都市構造の形成</p> <p>県及び市町村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災拠点ともなる都市公園、幹線道路、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導、<u>自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及びグリーンインフラの取組推進等、総合的な防災・減災対策を講じること</u>により、地震に強い都市構造の形成を図る。</p> <p>事業の実施に当たっては、<u>防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	組織改編による 防災基本計画の修正による 防災基本計画の修正による
45	<p>第3節 地盤にかかる施設等の災害対策 (略)</p> <p>第7 治山事業</p>	<p>第3節 地盤にかかる施設等の災害対策 (略)</p> <p>第7 治山事業</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
47	<p>_____山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、国及び県は、山腹崩壊<u>危険地</u>などの荒廃危険<u>山地</u>に、土留工、<u>落石防止柵</u>等の治山施設を設置_____</p> <p>_____するとともに、保安林の防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施する。</p> <p>国及び県は、地震後には、必要に応じて既設治山施設について点検を実施する。 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>森林の維持造成を通じて</u>山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、国及び県は、山腹崩壊_____などの荒廃危険<u>地</u>に、土留工、<u>治山ダム</u>等の治山施設を設置し、<u>流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進</u>するとともに、保安林の防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施する。</p> <p>国及び県は、地震後には、必要に応じて既設治山施設について点検を実施する。 (略)</p> <p>第12 土砂等の埋立て等の規制に関する条例による規制</p> <p><u>県は、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、県民の安全・安心を確保するため、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」(令和2年4月1日施行)に基づき、各種法令が適用されない3,000平方メートル以上の土地への土砂等の埋立て等に対して規制や指導、監視パトロールを行い、土砂等の崩落等による災害発生の未然防止に努める。</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>新たに条例を制定したため</p>
50	<p>第5節 交通施設の災害対策</p> <p><主な実施機関> 県(震災復興・企画部、水産林政部、土木部)、県警察本部、市町村、東北地方整備局、東京航空局仙台空港事務所、東日本高速道路(株)東北支社、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、阿武隈急行(株)、仙台空港鉄道(株)、宮城県道路公社、仙台市交通局、仙台国際空港(株)</p>	<p>第5節 交通施設の災害対策</p> <p><主な実施機関> 県(企画部、水産林政部、土木部)、県警察本部、市町村、東北地方整備局、東京航空局仙台空港事務所、東日本高速道路(株)東北支社、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、阿武隈急行(株)、仙台空港鉄道(株)、宮城県道路公社、仙台市交通局、仙台国際空港(株)</p>	<p>組織改編による</p>
54	<p>第6節 都市の防災対策</p> <p><主な実施機関> 県(総務部、土木部)、市町村</p>	<p>第6節 都市の防災対策</p> <p><主な実施機関> 県(復興・危機管理部、土木部)、市町村</p>	<p>組織改編による</p>
56	<p>第7節 建築物等の耐震化対策</p> <p><主な実施機関> 県(総務部、土木部、教育庁)、市町村</p>	<p>第7節 建築物等の耐震化対策</p> <p><主な実施機関> 県(復興・危機管理部、土木部、教育庁)、市町村</p>	<p>組織改編による</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
62	<p>第8節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>＜主な実施機関＞ 県(総務部, 震災復興・企画部, 環境生活部, 土木部, 企業局), 市町村, 関東東北産業保安監督部東北支部, 東北地方整備局, 東北電力(株)宮城支店, 東北電力ネットワーク(株)宮城支社, (一社)宮城県LPガス協会, 塩釜ガス(株), 石巻ガス(株), 古川ガス(株), 東日本電信電話(株)宮城事業部</p> <p>第1 目的 大規模地震の発生により県民生活に直結する上下水道, 電力, ガス, 石油・石油ガス, 通信サービス _____ 等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合, 日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し, 安否確認, 避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく, 避難生活環境の悪化や, 県民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。 (略)</p>	<p>第8節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>＜主な実施機関＞ 県(復興・危機管理部, 企画部, 環境生活部, 土木部, 企業局), 市町村, 関東東北産業保安監督部東北支部, 東北地方整備局, 東北電力(株)宮城支店, 東北電力ネットワーク(株)宮城支社, (一社)宮城県LPガス協会, 塩釜ガス(株), 石巻ガス(株), 古川ガス(株), 東日本電信電話(株)宮城事業部</p> <p>第1 目的 大規模地震の発生により県民生活に直結する上下水道, 電力, ガス, 石油・石油ガス, 通信サービス, <u>廃棄物処理施設等</u>のライフライン施設が大きな被害を受けた場合, 日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し, 安否確認, 避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく, 避難生活環境の悪化や, 県民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。 (略)</p>	<p>組織改編による</p> <p>防災基本計画の修正による</p>
67	<p><u>(新規)</u></p>	<p>第9 廃棄物処理施設</p> <p>1 処理施設の耐震化等 市町村及び一部事務組合並びに廃棄物処理業者は, <u>耐震化が図られていない処理施設の耐震判断を実施するとともに, 必要に応じて耐震性能向上(地盤改良を含む)や風水害等の災害を考慮して浸水対策を行う。</u> <u>また, 市町村及び一部事務組合は, 新規設置等を行う焼却施設及び粗大ごみ処理施設等の中間処理施設については, 処理能力などの面で災害廃棄物対策に配慮した施設づくりを実施する。</u> <u>市町村及び一部事務組合の最終処分場については, 災害時に備え残余容量を確保することとし, 既存の最終処分場の残余容量等を踏まえ, 必要に応じて新規の処分場について計画的に整備を進める。</u> <u>市町村及び一部事務組合は, 処理施設の停電時の緊急停止や再稼働に必要な非常用災害発電機の設置, 地下水や河川水等の予備冷却水の確保, 運転に必要な燃料や薬剤などの備蓄等について, 施設の被害想定等を踏まえて取り組む。</u></p> <p>2 処理施設の補修体制の整備 市町村及び一部事務組合及び廃棄物処理業者は, <u>処理施設において, 災害時のBCP(業務継続計画)等の対応計画や, 処理施設を点検・修復・復旧するためのマニュアルを作成するとともに, 机上訓練・実地訓練等を行い災害時の対応体制を整える。</u></p>	<p>防災基本計画の修正による</p>

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
		<p><u>処理施設が被災した場合の補修等に必要な資機材や災害時の移手段の燃料が不足することを想定して備蓄を行うとともに、点検・修復・復旧に備え、プラント関係業者やメンテナンス業者等との協力体制を確立しておく。</u></p> <p><u>3 収集運搬車両の燃料確保</u></p> <p>県は、災害時における収集運搬車両の燃料確保について、石油関連団体と検討を行うとともに、市町村及び一部事務組合に対しても、収集運搬車両の燃料確保を地域防災計画や災害時応援協定等の内容に含めるよう助言し、円滑に燃料が確保される体制を整備するよう要請する。</p> <p><u>4 処理体制の整備</u></p> <p>県、市町村及び関係機関は、迅速かつ適正に廃棄物処理が行われるよう災害廃棄物処理計画を策定するとともに、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。</p>	
68	<p>第9節 危険物施設等の予防対策</p> <p>＜主な実施機関＞</p> <p>県（<u>総務部</u>，保健福祉部），県警察本部，市町村，関東東北産業保安監督部東北支部，塩釜ガス（株），石巻ガス（株），古川ガス（株）</p> <p>（略）</p>	<p>第9節 危険物施設等の予防対策</p> <p>＜主な実施機関＞</p> <p>県（<u>復興・危機管理部</u>，保健福祉部），県警察本部，市町村，関東東北産業保安監督部東北支部，塩釜ガス（株），石巻ガス（株），古川ガス（株）</p> <p>（略）</p>	組織改編による
69	<p>第6 毒物・劇物貯蔵施設</p> <p><u>1 毒物・劇物貯蔵施設の把握</u></p> <p>県は、運搬する上で規制を受ける毒物・劇物(23種類)に関し、<u>毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備(タンク等)を有する施設を把握しておく。</u></p> <p><u>2 県は、県内毒物・劇物貯蔵マップを県内3地区(仙南、仙台、仙北)に分割し作成する。</u></p> <p><u>3 県は、該当施設責任者に対し、施設ごとに危害防止規定を作成するよう指導する。</u></p> <p><u>4 県は、該当施設を有する事業者に対し、広域的に対処するため、県毒劇物協会の下に組織化するよう働きかける。</u></p> <p>（略）</p>	<p>第6 毒物 劇物貯蔵施設</p> <p><u>1 毒物劇物営業者等は、毒物及び劇物取締法令に基づき、日頃から事業所等で貯蔵する毒物劇物の適切な保管管理を行うとともに、毒物劇物危害防止規定の作成や緊急対応のための防護資材等の整備を図り、毒物劇物に由来する災害の防止に努める。</u></p> <p><u>2 県は、関係機関・団体と連携し、立入検査や研修会等を通じ毒物劇物営業者等に指導助言を行う。</u></p> <p><u>3 県毒劇物協会は、災害対策用連絡網及び支援体制(中和剤、防毒器具)を確立する。</u></p> <p><u>4 県は、災害で散乱した毒物劇物の状況把握や回収及び二次災害に対する注意喚起を早急に行うよう、体制の整備を図る。</u></p> <p>（略）</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
71	<p>第10節 防災知識の普及</p> <p><主な実施機関> 県(総務部, 教育庁), 市町村, 第二管区海上保安本部, 仙台管区気象台, 東日本電信電話(株)宮城事業部, 各防災関係機関</p> <p>第1 目的 自らの命は自らが守るのが防災の基本であり, 県民はその自覚を持ち, 平常時より, 災害に対する備えを心がけるとともに, 発災時には自らの命を守るよう行動することが重要である。また, 災害時には, 近隣の負傷者, 要配慮者を助ける, 指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する, あるいは, 国, 公共機関, 地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど, 防災への寄与に努めることが求められる。 (略)</p> <p>第2 防災知識の普及, 徹底 (略) 2 住民への防災知識の普及 (略) 【住民等への普及・啓発を図る事項】 (略)</p>	<p>第10節 防災知識の普及</p> <p><主な実施機関> 県(復興・危機管理部, 教育庁), 市町村, 第二管区海上保安本部, 仙台管区気象台, 東日本電信電話(株)宮城事業部, 各防災関係機関</p> <p>第1 目的 自らの命は自らが守るのが防災の基本であり, 県民はその自覚を持ち, 平常時より, 災害に対する備えを心がけるとともに, 災害時には自らの命を守るよう行動することが重要である。また, 災害時には, 近隣の負傷者, 要配慮者を助ける, 指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する, あるいは, 国, 公共機関, 地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど, 防災への寄与に努めることが求められる。 (略)</p> <p>第2 防災知識の普及, 徹底 (略) 2 住民への防災知識の普及 (略) 【住民等への普及・啓発を図る事項】 (略)</p>	<p>組織改編による</p> <p>防災基本計画の修正による</p>
73	<p>⑤ 避難行動に関する知識 (略) ・ <u>指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「近隣への安全な場所」への避難や「屋内安全確保」</u> (略) <u>(新規)</u> ・ 各地域における<u>避難勧告等</u>の伝達方法 など (略)</p> <p>⑦ 災害時にとるべき行動 (略) ・ その他<u>避難勧告等</u>の発令時にとるべき行動 (略) <u>(新規)</u></p>	<p>⑤ 避難行動に関する知識 (略) ・ <u>「立退き避難」, 「屋内安全確保」, 「緊急安全確保」の意味, 行動例等</u> (略) ・ <u>安全な親戚・知人宅, ホテル・旅館等の避難場所, 避難経路等の確認</u> ・ 各地域における<u>避難情報</u>の伝達方法 など (略)</p> <p>⑦ 災害時にとるべき行動 (略) ・ その他<u>避難情報</u>の発令時にとるべき行動 (略) ・ <u>避難行動への負担感, 過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識, 正常性バイアス等を克服し, 避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u></p>	<p>防災基本計画の修正による記述の見直し</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>災対法の改正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>(略)</p> <p>⑩ その他</p> <p>(略)</p> <p><u>・災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確保</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>(略)</p> <p>⑩ その他</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>・通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p><u>・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動</u></p>	<p>⑥の項目と重複のため削除</p> <p>防災基本計画の修正による</p>
74	<p>(5) 要配慮者及び観光客等への配慮</p> <p>イ 要配慮者への配慮</p> <p>県及び市町村は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女 <u>のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>(5) 要配慮者及び観光客等への配慮</p> <p>イ 要配慮者への配慮</p> <p>県及び市町村は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女 <u>及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等多様な視点に十分配慮する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底</u></p> <p><u>県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</u></p>	<p>性的マイノリティへの配慮を明記</p> <p>防災基本計画の修正による</p>
75	<p>(略)</p> <p>5 ドライバーへの啓発</p> <p>(略)</p> <p>(2) 運転中における <u>発災時</u> の対応の周知</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>5 ドライバーへの啓発</p> <p>(略)</p> <p>(2) 運転中における <u>災害時</u> の対応の周知</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
76	<p>第3 学校等教育機関における防災教育</p> <p>(略)</p> <p>6 県及び市町村並びに教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 学校等教育機関における防災教育</p> <p>(略)</p> <p>6 県及び市町村並びに教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的 <u>かつ地域の災害リスクに基づいた</u> 防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
81	<p>(略)</p> <p>この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女_____のニーズの違い等多様な視点での配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。_____</p> <p>_____訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女<u>及び性的マイノリティ（LGBT等）</u>のニーズの違い等多様な視点での配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。<u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u>訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>性的マイノリティへの配慮を明記 防災基本計画の修正による</p>
83	<p>第12節 地域における防災体制</p> <p><主な実施機関> 県（<u>総務部</u>，保健福祉部），県警察本部，市町村</p> <p>(略)</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>(略)</p> <p>2 地震・津波発生時の活動</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p><u>市町村長の避難勧告等又は警察官等から避難指示</u>が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。</p> <p>(略)</p>	<p>第12節 地域における防災体制</p> <p><主な実施機関> 県（<u>復興・危機管理部</u>，保健福祉部），県警察本部，市町村</p> <p>(略)</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>(略)</p> <p>2 地震・津波発生時の活動</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p><u>市町村長又は警察官等から避難情報</u>が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。</p> <p>(略)</p>	<p>組織改編による</p>
85	<p>85</p> <p>2 地震・津波発生時の活動</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p><u>市町村長の避難勧告等又は警察官等から避難指示</u>が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。</p> <p>(略)</p>	<p>85</p> <p>2 地震・津波発生時の活動</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p><u>市町村長又は警察官等から避難情報</u>が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。</p> <p>(略)</p>	<p>災対法の改正による</p>
86	<p>86</p> <p>第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>(略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>86</p> <p>第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>(略)</p> <p><u>市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正による</p>

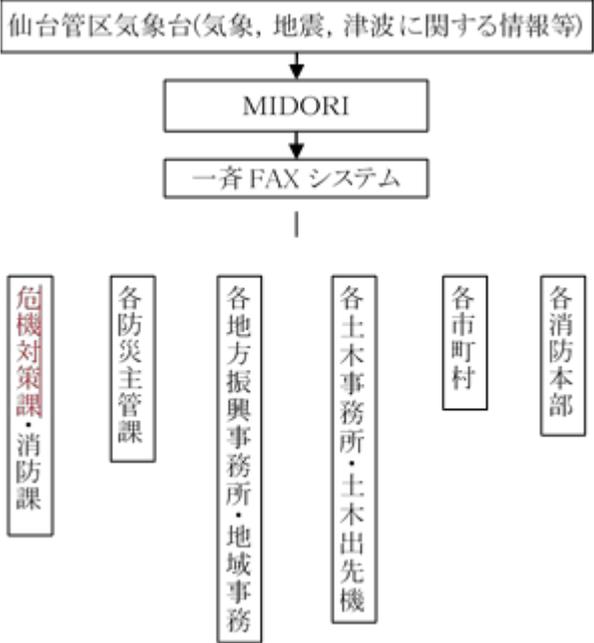
宮城県地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表(案)

頁	現行 (令和3年2月)	修正後	備考
88	<p>第13節 ボランティアのコーディネート (略)</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備 県及び市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア <u>活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</u></p> <p>また、県及び市町村は、 _____ 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修 _____ 制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について _____ 意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を _____ 推進するものとする。 (略)</p>	<p>第13節 ボランティアのコーディネート (略)</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備 県及び市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア <u>が自主性に基づきその支援力を向上し、県及び市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備を図る。</u></p> <p>また、県及び市町村は、 <u>災害ボランティアの活動環境として、</u> 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修 <u>や訓練の</u> 制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について <u>整備を推進するとともに、そのための</u> 意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、 <u>研修や訓練を通じて</u> 推進するものとする。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p>
90	<p>第5 一般ボランティアのコーディネート体制 (略)</p> <p>2 行政の支援 (2) 広域でのサポート体制の構築 県は、大規模 <u>災害発生時</u> の災害ボランティアセンターの設置・運営に備え、県内外を含め、広域でのサポート体制を構築しておくよう努める。 (略)</p>	<p>第5 一般ボランティアのコーディネート体制 (略)</p> <p>2 行政の支援 (2) 広域でのサポート体制の構築 県は、大規模 <u>災害時</u> の災害ボランティアセンターの設置・運営に備え、県内外を含め、広域でのサポート体制を構築しておくよう努める。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
92	<p>第14節 企業等の防災対策の推進</p> <p><主な実施機関> 県 (<u>総務部</u>、経済商工観光部)</p>	<p>第14節 企業等の防災対策の推進</p> <p><主な実施機関> 県 (<u>復興・危機管理部</u>、経済商工観光部)</p>	<p>組織改編による</p>
94	<p>第15節 地震調査研究等の推進</p> <p><主な実施機関> 県 (<u>総務部</u>)、市町村、防災関係機関 (略)</p>	<p>第15節 地震調査研究等の推進</p> <p><主な実施機関> 県 (<u>復興・危機管理部</u>)、市町村、防災関係機関 (略)</p>	<p>組織改編による</p>

宮城県地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表(案)

頁	現行 (令和3年2月)	修正後	備考
	<p>第2 県における調査 (略) 2 地震被害想定調査等の実施 (略) <u>(新規)</u> (略)</p>	<p>第2 県における調査 (略) 2 地震被害想定調査等の実施 (略) <u>(5) 第五次地震被害想定調査 (令和3年度から実施中)</u> (略)</p>	<p>情報の更新</p>
<p>95</p> <p>96</p> <p>97</p>	<p>第16節 情報通信網の整備</p> <p><主な実施機関> 県(総務部, <u>震災復興・企画部</u>, 土木部), 県警察本部, 市町村, 各防災関係機関, 各放送会社 (略)</p> <p>第2 県における災害通信網の整備 (略) 3 県と国を結ぶ防災無線網等の整備 (略) (2) 防災情報の早期収集, 情報伝達の迅速化等の災害対策に万全を期すため, <u>内閣総理大臣</u>官邸及び<u>非常災害対策本部</u>と県災害対策本部等との間に, 緊急連絡用の無線回線(中央防災無線)を整備し運用する。</p> <p>4 総合防災情報システムの機能拡充 (略) (2) <u>県</u>防災担当者が所持する携帯電話に気象特別警報, 気象警報及び震度情報(震度4以上), 津波警報等を一斉伝達し, 緊急時における職員参集等, 迅速な初動体制の確保を図る。 (略)</p> <p>6 大規模災害時緊急情報連絡システムの整備 地震や津波等による大規模・広範囲な災害が発生したときに, 県が保有する正確かつ適切な最新情報(<u>避難指示・勧告</u>, 被害状況等)をテレビ・ラジオ等を通して, 知事等が直接リアルタイムで県災害対策本部(庁議室)の控室にあるテレビスタジオから県民に提供するシステムを整備し運用する。 (略)</p>	<p>第16節 情報通信網の整備</p> <p><主な実施機関> 県(総務部, <u>復興・危機管理部</u>, <u>企画部</u>, 土木部), 県警察本部, 市町村, 各防災関係機関, 各放送会社 (略)</p> <p>第2 県における災害通信網の整備 (略) 3 県と国を結ぶ防災無線網等の整備 (略) (2) 防災情報の早期収集, 情報伝達の迅速化等の災害対策に万全を期すため, <u>首相</u>官邸及び<u>政府本部</u> (<u>「特定災害対策本部, 非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。</u>)と県災害対策本部等との間に, 緊急連絡用の無線回線(中央防災無線)を整備し運用する。</p> <p>4 総合防災情報システムの機能拡充 (略) (2) <u>県</u>の防災担当者が所持する携帯電話に気象特別警報, 気象警報及び震度情報(震度4以上), 津波警報等を一斉伝達し, 緊急時における職員参集等, 迅速な初動体制の確保を図る。 (略)</p> <p>6 大規模災害時緊急情報連絡システムの整備 地震や津波等による大規模・広範囲な災害が発生したときに, 県が保有する正確かつ適切な最新情報(<u>避難情報</u>, 被害状況等)をテレビ・ラジオ等を通して, 知事等が直接リアルタイムで県災害対策本部(庁議室)の控室にあるテレビスタジオから県民に提供するシステムを整備し運用する。 (略)</p>	<p>組織改編による</p> <p>記述の適正化 災対法の改正による</p> <p>記述の適正化</p> <p>災対法の改正による</p>

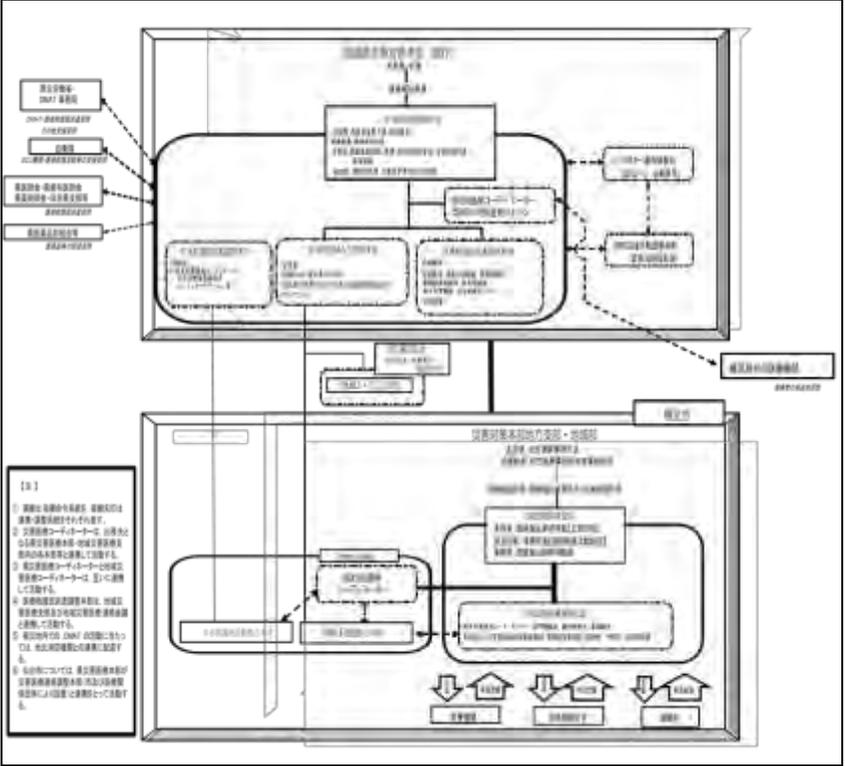
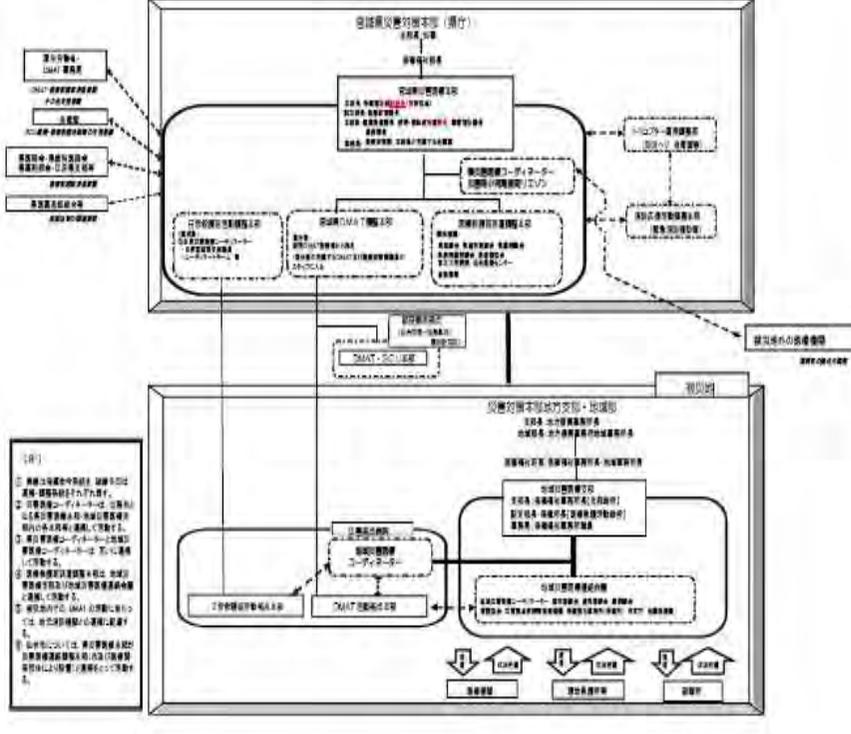
頁	現行 (令和3年2月)	修正後	備考																								
<p>106</p> <p>107</p> <p>108</p>	<p>第17節 職員の配備体制</p> <p>第1 目的 県内において地震・津波により災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、県、沿岸市町及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。このため、県、沿岸市町及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。 (略)</p> <p>第2 県の配備体制</p> <p>1 災害対策本部 (略) (2) 指揮命令系統 知事が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合、副知事、総務部長の順に指揮を執る。各地方支部又は地域部において地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長が指揮を執れない場合、副所長がこれに代わる。以下の順位については、各地方支部又は地域部毎に別途定める。</p> <p>(3) 災害対策本部の設置及び廃止 県災害対策本部は、県内に相当規模以上の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、知事が必要と認めたとときに設置(ただし、県内で震度6弱以上を観測する地震が発生した又は県内に特別警報が発表されたときは自動的に設置する)し、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めたとときに廃止する。そのために、平常時から、自動設置となる場合と、知事が必要と認めた場合における指示系統をあらかじめ周知しておく。 (略) (公表先機関、及び担当課)</p> <table border="1" data-bbox="185 1061 1037 1129"> <tr> <td>(略)</td> <td>国(消防庁)</td> <td>(略)</td> <td>市町村</td> <td>(略)</td> <td>防災関係機関</td> </tr> <tr> <td></td> <td>危機対策課</td> <td></td> <td>危機対策課</td> <td></td> <td>危機対策課</td> </tr> </table> <p>(4) 本部の運営 (略) ホ 非常(緊急)災害現地対策本部との連携 県災害対策本部は、国が非常(緊急)災害現地対策本部を設置したときは、当該現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。 (略)</p> <p>5 県職員の動員配備</p>	(略)	国(消防庁)	(略)	市町村	(略)	防災関係機関		危機対策課		危機対策課		危機対策課	<p>第17節 職員の配備体制</p> <p>第1 目的 県内において地震・津波による災害時には、県、沿岸市町及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。このため、県、沿岸市町及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。 (略)</p> <p>第2 県の配備体制</p> <p>1 災害対策本部 (略) (2) 指揮命令系統 知事が _____ 災害対策本部長として指揮を執れない場合、副知事、復興・危機管理部長の順に指揮を執る。各地方支部又は地域部において地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長が指揮を執れない場合、副所長がこれに代わる。以下の順位については、各地方支部又は地域部毎に別途定める。</p> <p>(3) 災害対策本部の設置及び廃止 県災害対策本部は、県内における相当規模以上の災害時において、知事が必要と認めたとときに設置(ただし、県内で震度6弱以上を観測する地震が発生した又は県内に特別警報が発表されたときは自動的に設置する)し、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めたとときに廃止する。そのために、平常時から、自動設置となる場合と、知事が必要と認めた場合における指示系統をあらかじめ周知しておく。 (略) (公表先機関、及び担当課)</p> <table border="1" data-bbox="1081 1061 1933 1161"> <tr> <td>(略)</td> <td>国(消防庁)</td> <td>(略)</td> <td>市町村</td> <td>(略)</td> <td>防災関係機関</td> </tr> <tr> <td></td> <td>復興・危機管理総務課</td> <td></td> <td>復興・危機管理総務課</td> <td></td> <td>復興・危機管理総務課</td> </tr> </table> <p>(4) 本部の運営 (略) ホ 政府本部との連携 県災害対策本部は、国が政府本部を設置したときは、当該現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。 (略)</p> <p>5 県職員の動員配備</p>	(略)	国(消防庁)	(略)	市町村	(略)	防災関係機関		復興・危機管理総務課		復興・危機管理総務課		復興・危機管理総務課	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>記述の適正化 組織改編による</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>組織改編による</p> <p>災対法改正による</p>
(略)	国(消防庁)	(略)	市町村	(略)	防災関係機関																						
	危機対策課		危機対策課		危機対策課																						
(略)	国(消防庁)	(略)	市町村	(略)	防災関係機関																						
	復興・危機管理総務課		復興・危機管理総務課		復興・危機管理総務課																						

頁	現行 (令和3年2月)	修正後	備考
111	<p>(略)</p> <p>(3) 伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>イ 宮城県総合防災情報システム (MIDORI), 一斉同報FAXを使用した場合</p>  <p>(略)</p> <p>第4 防災関係機関等の配備体制</p> <p>1 防災関係機関の体制整備</p> <p>地震による災害が発生した場合, 又は発生するおそれがある場合, 防災関係機関は, 必要な職員を動員し, 県及び市町村等と相互に協力の上, 総合的な防災対策の推進を図るため, 法令, 防災業務計画, 県地域防災計画等の定めるところにより, その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>イ 宮城県総合防災情報システム (MIDORI), 一斉同報FAXを使用した場合</p>  <p>(略)</p> <p>第4 防災関係機関等の配備体制</p> <p>1 防災関係機関の体制整備</p> <p>地震による災害時, 防災関係機関は, 必要な職員を動員し, 県及び市町村等と相互に協力の上, 総合的な防災対策の推進を図るため, 法令, 防災業務計画, 県地域防災計画等の定めるところにより, その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。</p> <p>(略)</p>	<p>図の修正 (組織改編)</p> <p>防災基本計画の 修正による</p>

宮城県地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表(案)

頁	現行 (令和3年2月)	修正後	備考
	<p><u>(新規)</u></p> <p>第7 マニュアルの作成 (略)</p> <p>第8 業務継続計画(BCP) (略)</p>	<p>第7 <u>感染症対策</u> 県, 市町村及び防災関係機関は, 災害対応に当たる職員等のマスクの着用, 定期的な手洗い及び消毒等の感染症対策を徹底する。</p> <p>第8 マニュアルの作成 (略)</p> <p>第9 業務継続計画(BCP) (略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>項目の繰り下げ</p>
115	<p>第18節 防災拠点等の整備・充実 (略)</p> <p>第6 防災用資機材の確保対策 1 地域内での確保対策 県, 市町村及び防災関係機関は, 燃料, 発電機, 建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに, 地域内の備蓄量, 供給事業者の保有量を把握した上で, 不足が懸念される場合には, 関係機関や民間事業者との連携に努める。 なお, 燃料については, あらかじめ, 石油販売業者と燃料の優先供給についての協定の締結を推進するとともに, <u>平時</u>から受注機会の増大などに配慮するよう努める。 (略)</p>	<p>第18節 防災拠点等の整備・充実 (略)</p> <p>第6 防災用資機材の確保対策 1 地域内での確保対策 県, 市町村及び防災関係機関は, 燃料, 発電機, 建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに, 地域内の備蓄量, 供給事業者の保有量を把握した上で, 不足が懸念される場合には, 関係機関や民間事業者との連携に努める。 なお, 燃料については, あらかじめ, 石油販売業者と燃料の優先供給についての協定の締結を推進するとともに, <u>平常時</u>から受注機会の増大などに配慮するよう努める。 (略)</p>	<p>記述の適正化</p>
116	<p>第19節 相互応援体制の整備 (略)</p> <p>第2 相互応援体制の整備 1 受入れ体制の整備 (略) 県及び市町村は, 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に, 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</p>	<p>第19節 相互応援体制の整備 (略)</p> <p>第2 相互応援体制の整備 1 受入れ体制の整備 (略) 県及び市町村は, 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に, 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。<u>その際, 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため, 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など, 適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正による</p>

頁	現行 (令和3年2月)	修正後	備考																		
119	<p>(略)</p> <p>第7 他都道府県との応援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>3 総務省の<u>被災市区町村応援職員確保システム</u> 県は、<u>「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」</u>に基づく被災市町村における災害対応業務を支援するための連絡調整体制を整備する。 県及び市町村は、訓練等を通じて、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、<u>発災時</u>における円滑な活用の促進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第7 他都道府県との応援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>3 総務省の<u>応急対策職員派遣制度</u> 県は、<u>「応急対策職員派遣制度に関する要綱」</u>に基づく、被災市町村における災害対応業務を支援するための連絡調整体制を整備する。 県及び市町村は、訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、<u>災害時</u>における円滑な活用の促進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>																		
122	<p>第15 関係団体との連携強化</p> <p>県及び市町村は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に係る企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、訓練等を通じて、<u>発災時</u>の連絡先、要請手続きの確認を行う、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、<u>災害発生時</u>に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。</p> <p>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送<u>等</u>)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。</p>	<p>第15 関係団体との連携強化</p> <p>県及び市町村は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に係る企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、訓練等を通じて、<u>災害時</u>の連絡先、要請手続きの確認を行う、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、<u>災害時</u>に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。</p> <p>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、<u>避難者の運送</u>等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p>																		
123	<p>第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 県の役割</p> <p>(1) 医療救護活動に関する調整組織の設置</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置・出務場所</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置・出務場所	業務内容	(略)			<u>(新規)</u>			<p>第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 県の役割</p> <p>(1) 医療救護活動に関する調整組織の設置</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置・出務場所</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>県災害薬事コーディネーター</u></td> <td><u>災害医療本部内</u></td> <td><u>医薬品供給・薬剤師派遣に関する情報収集・調整及び一次医薬品集積所の管理</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置・出務場所	業務内容	(略)			<u>県災害薬事コーディネーター</u>	<u>災害医療本部内</u>	<u>医薬品供給・薬剤師派遣に関する情報収集・調整及び一次医薬品集積所の管理</u>	<p>災害時薬事関連業務マニュアル策定による</p>
名称	設置・出務場所	業務内容																			
(略)																					
<u>(新規)</u>																					
名称	設置・出務場所	業務内容																			
(略)																					
<u>県災害薬事コーディネーター</u>	<u>災害医療本部内</u>	<u>医薬品供給・薬剤師派遣に関する情報収集・調整及び一次医薬品集積所の管理</u>																			

頁	現行 (令和3年2月)	修正後	備考
	<p>(新規)</p> <p>災害時小児周産 期リエゾン (略)</p>	<p>地域災害薬事連 絡調整員</p> <p>地域災害医療支部内 管内の医薬品供給・薬剤師活動に関する情 報収集・調整及び二次医薬品集積所の管理</p> <p>災害時小児周産 期リエゾン (略)</p>	
124	<p>宮城県災害医療救護体制図</p>  <p>(2) 災害医療本部 (略)</p> <p>ロ 本部長は保健福祉部次長(技術担当), 副本部長は医療政策課長とする。本部長</p>	<p>宮城県災害医療救護体制図</p>  <p>(2) 災害医療本部 (略)</p> <p>ロ 本部長は保健福祉部副部長(技術担当), 副本部長は医療政策課長とする。本</p>	<p>図の修正 (組織改編)</p> <p>組織改編による</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
125	<p>は健康推進課長，<u>疾病・感染症対策室長</u>，障害福祉課長及び薬務課長とし，事務局は医療政策課及び関係各課室の職員とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>部員は健康推進課長，<u>疾病・感染症対策課長</u>，障害福祉課長及び薬務課長とし，事務局は医療政策課及び関係各課室の職員とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>ホ</u> 災害医療本部に，<u>県災害薬事コーディネーターを置き，災害時の県全体の医薬品供給・薬剤師派遣に関する情報収集・調整及び一次医薬品集積所の管理を行う。</u></p>	<p>災害時薬事関連業務マニュアル策定による項目の繰り下げ</p>
126	<p><u>ホ</u> 災害医療本部等に，災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ，必要と判断した場合に災害時小児周産期リエゾンを置き，災害時の県全体の小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を行う。</p> <p><u>ハ</u> 災害医療本部は，県内でDMA T又は医療救護班による医療救護活動が行われる間設置する。</p> <p>(3) 地域災害医療支部</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>ヘ</u> 災害医療本部等に，災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ，必要と判断した場合に災害時小児周産期リエゾンを置き，災害時の県全体の小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を行う。</p> <p><u>ト</u> 災害医療本部は，県内でDMA T又は医療救護班による医療救護活動が行われる間設置する。</p> <p>(3) 地域災害医療支部</p> <p>(略)</p> <p><u>ヘ</u> <u>地域災害医療支部に，地域災害薬事連絡調整員を置き，災害時の管内の医薬品供給・薬剤師活動に関する情報収集・調整及び二次医薬品集積所の管理を行う。</u></p>	<p>災害時薬事関連業務マニュアル策定による項目の繰り下げ</p>
133	<p><u>ヘ</u> 地域災害医療支部及び地域災害医療連絡会議は，当該地域において医療救護活動が行われる間設置する。</p> <p>(略)</p> <p>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</p> <p>1 医薬品，衛生材料，医療用品及び医療器具の整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市町村は，<u>地域</u>薬剤師会(仙台市は(一社)仙台市薬剤師会)と<u>発災時</u>の医薬品供給に関する協定を締結するなどにより，医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 薬剤師の確保</p> <p>(1) 県は，(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき，薬剤師の派遣を要請し，医薬品等集積所，救護所等での調剤，医薬品等の仕分け，在庫管理，服薬指導<u>等</u>を行う。</p> <p>(2) 市町村は，医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について，郡市医師会や<u>地域</u>薬剤師会(仙台市は(一社)仙台市薬剤師会)とあらかじめ協議しておく</p> <p>(略)</p>	<p><u>ト</u> 地域災害医療支部及び地域災害医療連絡会議は，当該地域において医療救護活動が行われる間設置する。</p> <p>(略)</p> <p>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</p> <p>1 医薬品，衛生材料，医療用品及び医療器具の整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市町村は，<u>地区</u>薬剤師会(仙台市は(一社)仙台市薬剤師会)と<u>災害時</u>の医薬品供給に関する協定を締結するなどにより，医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 薬剤師の確保</p> <p>(1) 県は，(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき，薬剤師の派遣を要請し，医薬品等集積所，救護所等での調剤，医薬品等の仕分け，在庫管理，服薬指導<u>等</u>を行う。</p> <p>(2) 市町村は，医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について，郡市医師会や<u>地区</u>薬剤師会(仙台市は(一社)仙台市薬剤師会)とあらかじめ協議しておく</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
134	<p>第7 福祉支援体制の整備 (略)</p> <p>このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成)を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される災害派遣福祉チーム(以下「災害派遣福祉チーム」という。)の派遣体制の整備に努める。</p> <p>1 災害派遣福祉チームの体制の整備</p> <p>(1) 災害派遣福祉チームの派遣スキーム 災害派遣福祉チームの派遣スキームは次のとおりとする。</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>(2) 災害派遣福祉チームの体制における役割 (平時)</p> <p>イ 県の役割 (略)</p> <p>(ロ) 災害時における福祉チームの相互派遣が実施できるよう、他都道府県との連携体制の整備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害派遣福祉チームの体制における役割 (災害時)</p> <p>イ 県の役割 (イ) 市町村のチーム派遣要請を受け、情報収集を行い、災害派遣福祉チームの派遣の決定を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害派遣福祉チームの体制の整備に関する研修等の実施</p> <p>宮城県災害福祉ネットワーク協議会(事務局：宮城県社会福祉協議会)は、災害派遣福祉チームの活動が円滑に行われるよう、チーム員に対する研修を実施する。</p> <p>また、発災時に避難所等において災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう、防災訓練等への参画を行う。</p>	<p>第7 福祉支援体制の整備 (略)</p> <p>このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成)を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される災害派遣福祉チーム(DWAT。以下「災害派遣福祉チーム」という。)の派遣体制の整備に努める。</p> <p>1 災害派遣福祉チームの体制の整備</p> <p>(1) 災害派遣福祉チームの派遣スキーム 災害派遣福祉チームの派遣スキームは次のとおりとする。 ※被災都道府県に対する派遣に当たっては、スキーム内の”市町村”を”被災都道府県”に読み替える</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害派遣福祉チームの体制における役割 (平常時)</p> <p>イ 県の役割 (略)</p> <p>(ロ) 災害時における福祉チームの相互派遣が実施できるよう、他都道府県との連携体制の整備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害派遣福祉チームの体制における役割 (災害時)</p> <p>イ 県の役割 (イ) 市町村又は国(厚生労働省)若しくは被災都道府県のチーム派遣要請を受け、情報収集を行い、災害派遣福祉チームの派遣の決定を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害派遣福祉チームの体制の整備に関する研修等の実施</p> <p>宮城県災害福祉ネットワーク協議会(事務局：宮城県社会福祉協議会)は、災害派遣福祉チームの活動が円滑に行われるよう、チーム員に対する研修を実施する。</p> <p>また、災害時に避難所等において災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう、防災訓練等への参画を行う。</p>	<p>略称の追加</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>記述の適正化</p>
135			
136			<p>防災基本計画の</p>

宮城県地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表(案)

頁	現行 (令和3年2月)	修正後	備考
137	<p>第21節 火災予防対策</p> <p><主な実施機関> 県 (総務部), 市町村, 第二管区海上保安本部</p>	<p>第21節 火災予防対策</p> <p><主な実施機関> 県 (復興・危機管理部), 市町村, 第二管区海上保安本部</p>	修正による 組織改編による
140	<p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p><主な実施機関> 県 (総務部, 震災復興・企画部, 農政部, 水産林政部, 土木部), 県警察本部, 東北地方整備局, (公社) 宮城県トラック協会 (略)</p>	<p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p><主な実施機関> 県 (復興・危機管理部, 企画部, 農政部, 水産林政部, 土木部), 県警察本部, 東北地方整備局, (公社) 宮城県トラック協会 (略)</p>	組織改編による
142	<p>第6 緊急輸送体制</p> <p>1 緊急通行車両に係る確認手続き 災害が発生し, 又は発生するおそれがある場合は, 災害対策基本法に基づき, 知事及び県公安委員会が緊急通行車両に関する確認事務を行う。 (略)</p>	<p>第6 緊急輸送体制</p> <p>1 緊急通行車両に係る確認手続き 災害時は, 災害対策基本法に基づき, 知事及び県公安委員会が緊急通行車両に関する確認事務を行う。 (略)</p>	防災基本計画の修正による
143	<p>第7 港湾・漁港機能の確保</p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は, 発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため, 関係機関との連携の下, 仙台塩釜港港湾機能継続協議会等を通じて発災時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また, その検討に基づき, その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去, 応急復旧等に必要な人員, 資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</p>	<p>第7 港湾・漁港機能の確保</p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は, 発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため, 関係機関との連携の下, 仙台塩釜港港湾機能継続協議会等を通じて災害時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また, その検討に基づき, その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去, 応急復旧等に必要な人員, 資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正による
144	<p>第23節 避難対策</p> <p><主な実施機関> 県 (総務部, 震災復興・企画部, 保健福祉部, 農政部, 水産林政部, 土木部, 教育庁), 県警察本部, 市町村 (略)</p> <p>第3 指定緊急避難場所の確保</p> <p>1 市町村の対応 (1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底 (略)</p>	<p>第23節 避難対策</p> <p><主な実施機関> 県 (復興・危機管理部, 企画部, 保健福祉部, 農政部, 水産林政部, 土木部, 教育庁), 県警察本部, 市町村 (略)</p> <p>第3 指定緊急避難場所の確保</p> <p>1 市町村の対応 (1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底 (略)</p>	組織改編による

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
148	<p>また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、<u>避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」等を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。</u></p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>第7 避難行動要支援者の支援方策</p> <p>(略)</p> <p>4 在宅者対応</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>第8 教育機関における対応</p> <p>1 児童生徒等の安全対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 安全確保対策の検討</p> <p>学校等の校長又は園長(以下「校長等」という。)は、災害が発生した場合又は市町村等が<u>避難の勧告若しくは指示</u>を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。</p> <p>(略)</p>	<p>また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、_____</p> <p>_____</p> <p>_____指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。</p> <p><u>なお、地震に伴う津波については、「津波災害対策編 第2章第23節 避難対策」を参照するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第7 避難行動要支援者の支援方策</p> <p>(略)</p> <p>4 在宅者対応</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 感染症の自宅療養者への対応</u></p> <p><u>県及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第8 教育機関における対応</p> <p>1 児童生徒等の安全対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 安全確保対策の検討</p> <p>学校等の校長又は園長(以下「校長等」という。)は、災害が発生した場合又は市町村長等が<u>避難情報の発令</u>を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う記載の見直し</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>災対法の改正による</p>
149			

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>第9 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の対応 (略)</p> <p>(1) <u>避難勧告等</u>を行う具体的な基準及び伝達方法 (略)</p>	<p>第9 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の対応 (略)</p> <p>(1) <u>避難情報</u>を行う具体的な基準及び伝達方法 (略)</p>	<p>災対法の改正による</p>
151	<p>第24節 避難受入れ対策</p> <p><主な実施機関> 県(総務部, <u>震災復興・企画部</u>, 環境生活部, 保健福祉部, 土木部, 教育庁), 県警察本部, 市町村 (略)</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>1 指定避難所の指定と周知 市町村は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害 _____ _____等を踏まえ、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居 を喪失した住民等を受け入れるための指定避難所として、<u>避難受入れ施設</u>を _____ _____あらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に 当たっての方法 _____を住民に周知する。 _____ _____ (略)</p> <p>2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底 市町村は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指 定避難所を緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて 住民への周知徹底を図る。 _____ _____ _____ (略)</p>	<p>第24節 避難受入れ対策</p> <p><主な実施機関> 県(総務部, <u>復興・危機管理部</u>, <u>企画部</u>, 環境生活部, 保健福祉部, 土木部, 教育庁), 県警察本部, 市町村 (略)</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>1 指定避難所の指定と周知 市町村は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>等を踏まえ、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居 を喪失した住民等を受け入れ、<u>避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所を その管理者の同意を得た上で</u>あらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難 に当たっての方法 _____等を住民に周知する。<u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑 状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の 整備に努めるものとする。</u> (略)</p> <p>2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底 市町村は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指 定避難所を緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて 住民への周知徹底を図る。 <u>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所 と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難 することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努め る。</u> (略)</p>	<p>組織改編による</p> <p>防災基本計画の 修正による</p> <p>防災基本計画の 修正による</p>
152	<p>5 避難所の施設・設備の整備</p> <p>(1) 指定避難所の施設の整備</p>	<p>5 避難所の施設・設備の整備</p> <p>(1) 指定避難所の施設の整備</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
153	<p>市町村は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。</p> <p>(2) 物資等の備蓄</p> <p>市町村は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</p> <p>県は、必要に応じて物資等の備蓄を行い、市町村への支援体制の構築に努める。</p> <p>6 避難所の運営・管理</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市町村は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮すること。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。(改行)</p> <p>感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」(令和2年6月)等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。</p>	<p>市町村は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。</p> <p>(2) 物資等の備蓄</p> <p>市町村は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、要配慮者、女性、子供などに配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</p> <p>県は、必要に応じて物資等の備蓄を行い、市町村への支援体制の構築に努める。</p> <p>6 避難所の運営・管理</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市町村は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理に必要な知識等の住民への普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮すること。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」(令和2年6月)等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努めること。</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行 (令和3年2月)	修正後	備考
156	<p>1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の確保</p> <p>(1) 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備 県_____は、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備が可能な公用地等を把握し、(一社)プレハブ建築協会_____との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づく<u>応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備確保のため、(一社)プレハブ建築協会の建設能力の把握に努めるほか、災害の規模により、地元企業の活用による</u> 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備確保を行う。</p> <p>(2) 居住施設の供給体制の整備 県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)用の用地を把握し、(一社)プレハブ建築協会や<u>地元企業</u>と連携を図って応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備に要する供給体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第6 帰宅困難者対策 (略)</p> <p>5 避難対策 (略)</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備 県及び市町村は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や<u>発災時</u>の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者等との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>1 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の確保</p> <p>(1) 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備 県及び<u>仙台市</u>は、応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備が可能な公用地等を把握し、(一社)プレハブ建築協会や<u>宮城県木造応急仮設住宅建設協議会</u>との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき建設能力の把握に努め、<u>応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備確保を行う。</u></p> <p>(2) 居住施設の供給体制の整備 県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅(建設型応急住宅)用の用地を把握し、(一社)プレハブ建築協会や<u>宮城県木造応急仮設住宅建設協議会</u>と連携を図って応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備に要する供給体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第6 帰宅困難者対策 (略)</p> <p>5 避難対策 (略)</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備 県及び市町村は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や<u>災害時</u>の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者等との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>名称修正</p> <p>(一社)プレハブ協会及び仙台市と協定を見直し締結したため</p> <p>防災基本計画の修正による</p>
159	<p>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p><主な実施機関> 県(総務部、<u>震災復興・企画部</u>、環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、農政部、水産林政部、企業局)、市町村、東北農政局、(公社)宮城県トラック協会</p> <p>(略)</p>	<p>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p><主な実施機関> 県(<u>復興・危機管理部</u>、<u>企画部</u>、環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、農政部、水産林政部、企業局)、市町村、東北農政局、(公社)宮城県トラック協会</p> <p>(略)</p>	<p>組織改編による</p>

宮城県地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表(案)

頁	現行 (令和3年2月)	修正後	備考
163	<p>第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備 (略)</p> <p>2 協力体制の構築 (略)</p> <p>(2) 災害時物資拠点の確保 県は、災害時の物資拠点として、発災時には、施設の使用状況、被災状況等に左右されることを想定し、多くの倉庫施設等を選定しておくよう努める。 (略)</p> <p>4 訓練の実施 県は、平常時より、倉庫協会・トラック協会や地方機関などと、情報伝達図上訓練や物流実動訓練を合同で実施することを通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。 (略)</p>	<p>第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備 (略)</p> <p>2 協力体制の構築 (略)</p> <p>(2) 災害時物資拠点の確保 県は、災害時の物資拠点として、災害時には、施設の使用状況、被災状況等に左右されることを想定し、多くの倉庫施設等を選定しておくよう努める。 (略)</p> <p>4 訓練の実施 県は、平常時より、倉庫協会・トラック協会や地方機関などと、情報伝達図上訓練や物流実動訓練を合同で実施することを通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p>
166	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 (略)</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援対策 (略)</p> <p>1 社会福祉施設等の安全確保対策 (略)</p> <p>(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立 社会福祉施設等は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び従事者が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。 (略)</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策 (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿 _____ の整備</p>	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 (略)</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援対策 (略)</p> <p>1 社会福祉施設等の安全確保対策 (略)</p> <p>(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立 社会福祉施設等は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び従事者が、災害時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。 (略)</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策 (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備 <u>市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計</u></p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p>

宮城県地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表(案)

頁	現行 (令和3年2月)	修正後	備考
	<p><u>イ 名簿の作成・更新</u></p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>ロ 名簿の提供</u></p> <p>市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あるいは当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p>	<p><u>画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</u></p> <p><u>イ 避難行動要支援者名簿の作成・更新</u></p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>ロ 個別避難計画の作成・更新</u></p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人一人の避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものであるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援等実施者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援等実施者の安全確保等にも十分留意する。</u></p> <p><u>ハ 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供</u></p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人(個別避難計画については避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者)の同意又は当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿・個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
169 170	<p><u>(4) 個別計画の策定</u> 市町村は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別計画が策定されるよう努める。</p> <p>個別計画の策定については、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら進める。</p> <p>個別計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。</p> <p>なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。</p> <p><u>(5) 避難行動要支援者の移送</u> (略)</p> <p><u>(6) 支援体制の整備</u> (略)</p> <p><u>(7) 防災設備等の整備</u> (略)</p> <p><u>(8) 相互協力体制の整備</u> (略)</p> <p><u>(9) 情報伝達手段の普及</u> (略)</p> <p>4 福祉サービスの継続と関係機関の連携 (略)</p>	<p><u>支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、情報漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>二 個別避難計画未作成の避難行動要支援者への支援</u> 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 避難行動要支援者の移送</u> (略)</p> <p><u>(5) 支援体制の整備</u> (略)</p> <p><u>(6) 防災設備等の整備</u> (略)</p> <p><u>(7) 相互協力体制の整備</u> (略)</p> <p><u>(8) 情報伝達手段の普及</u> (略)</p> <p>4 福祉サービスの継続と関係機関の連携 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>(3) に統合</p> <p>項目の繰り上げ</p>

頁	現行 (令和3年2月)	修正後	備考
	第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策	
180	第1節 情報の収集・伝達 <主な実施機関> 県(総務部, 農政部, 水産林政部, 土木部), 県警察本部, 市町村, 東北総合通信局, 東北地方整備局, 仙台管区气象台, 第二管区海上保安本部, 東日本高速道路(株)東北支社, 日本郵便(株)東北支社, 東日本電信電話(株)宮城事業部, 各放送事業者 (略)	第1節 情報の収集・伝達 <主な実施機関> 県(総務部, 復興・危機管理部 , 農政部, 水産林政部, 土木部), 県警察本部, 市町村, 東北総合通信局, 東北地方整備局, 仙台管区气象台, 第二管区海上保安本部, 東日本高速道路(株)東北支社, 日本郵便(株)東北支社, 東日本電信電話(株)宮城事業部, 各放送事業者 (略)	組織改編による
186	第4 災害情報収集・伝達 (略) 3 情報の伝達 (略) (3) 県は, 消防庁消防防災無線を活用して総務省消防庁に対し速やかに情報の伝達を行う。また, 必要に応じ内閣府の緊急連絡用回線網(中央防災無線)を活用して, 首相官邸及び 非常(緊急)災害対策本部 に情報伝達する。 (略)	第4 災害情報収集・伝達 (略) 3 情報の伝達 (略) (3) 県は, 消防庁消防防災無線を活用して総務省消防庁に対し速やかに情報の伝達を行う。また, 必要に応じ内閣府の緊急連絡用回線網(中央防災無線)を活用して, 首相官邸及び 政府本部 に情報伝達する。 (略)	災対法の改正による
188	第5 通信・放送手段の確保 1 災害時の通信連絡 (1) 通信連絡手段 (略) <u>ホ PHS…使用範囲は限定されるが, 携帯電話と同様の特徴がある。</u> <u>へ (略)</u> <u>ト (略)</u> <u>チ (略)</u> <u>リ (略)</u> <u>ヌ (略)</u> <u>ル (略)</u> <u>ヲ (略)</u> <u>カ (略)</u> <u>ヨ (略)</u> <u>タ (略)</u>	第5 通信・放送手段の確保 1 災害時の通信連絡 (1) 通信連絡手段 (略) <u>(削除)</u> <u>(以下項目繰り上げ)</u> <u>ホ (略)</u> <u>へ (略)</u> <u>ト (略)</u> <u>チ (略)</u> <u>リ (略)</u> <u>ヌ (略)</u> <u>ル (略)</u> <u>ヲ (略)</u> <u>カ (略)</u> <u>ヨ (略)</u>	PHSの公衆サービス終了のため

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
189	<p>㊦ 災害用伝言板…大規模災害発生時、携帯電話・PHS事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。 (略)</p>	<p>㊧ 災害用伝言板…大規模災害発生時、携帯電話_____事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。 (略)</p>	PHS公衆サービスの終了のため
193	<p>第2節 災害広報活動 県(総務部_____), 市町村, 県警察本部, 防災関係機関 (略)</p>	<p>第2節 災害広報活動 県(総務部, <u>復興・危機管理部</u>), 市町村, 県警察本部, 防災関係機関 (略)</p>	組織改編による
194	<p>第3 県の広報 (略) 2 広報実施方法 (略) (7) 宮城県ホームページ_____, 危機管理ブログへの掲載による広報 (略)</p> <p>第4 市町村の広報 1 市町村の広報 (略) (4) <u>避難(勧告・場所等)</u>に関する情報 (略)</p>	<p>第3 県の広報 (略) 2 広報実施方法 (略) (7) 宮城県ホームページ, <u>防災情報ポータル</u>, 危機管理ブログへの掲載による広報 (略)</p> <p>第4 市町村の広報 1 市町村の広報 (略) (4) <u>避難情報・避難場所等</u>に関する情報 (略)</p>	記述の適正化 災対法の改正による
197	<p>第3節 防災活動体制 (略)</p> <p>第3 県の活動 1 職員の配備体制 県内で災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において、次により配備体制を敷く。 (略)</p>	<p>第3節 防災活動体制 (略)</p> <p>第3 県の活動 1 職員の配備体制 県内での災害時において、次により配備体制を敷く。 (略)</p>	防災基本計画の修正による
198	<p>3 災害対策本部の運用 (1) 災害対策本部事務局は県庁5階の危機対策課, 消防課執務室に設置する。ただし、災害の規模によっては2階講堂に移設する。また、各支部についても設置場所について定めておく。</p>	<p>3 災害対策本部の運用 (1) 災害対策本部事務局は県庁の復興・危機管理部各課執務室に設置する。ただし、災害の規模によっては2階講堂に移設する。また、各支部についても設置場所について定めておく。</p>	組織改編による

頁	現行 (令和3年2月)					修正後					備考																																								
199	<p style="text-align: center;">配備体制の基準・内容等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 5%;">配備基準</th> <th style="width: 5%;">(略)</th> <th style="width: 5%;">本部・地方支部等体制</th> <th style="width: 5%;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>0号 (略) 5 その他特に部(局)長(総務部にあつては危機管理監)が必要と認めたととき。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1号 (略) 5 その他特に危機管理監が必要と認めたととき</td> <td></td> <td>警戒本部 (本部長：危機管理監) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区分	配備基準	(略)	本部・地方支部等体制	(略)	(略)	0号 (略) 5 その他特に部(局)長(総務部にあつては 危機管理監)が必要と認めたととき。					1号 (略) 5 その他特に 危機管理監 が必要と認めたととき		警戒本部 (本部長： 危機管理監) (略)			(略)				<p style="text-align: center;">配備体制の基準・内容等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 5%;">配備基準</th> <th style="width: 5%;">(略)</th> <th style="width: 5%;">本部・地方支部等体制</th> <th style="width: 5%;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>0号 (略) 5 その他特に部(局)長_____が必要と認めたととき。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1号 (略) 5 その他特に復興・危機管理部長が必要と認めたととき</td> <td></td> <td>警戒本部 (本部長：復興・危機管理部長) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区分	配備基準	(略)	本部・地方支部等体制	(略)	(略)	0号 (略) 5 その他特に部(局)長_____が必要と認めたととき。					1号 (略) 5 その他特に 復興・危機管理部長 が必要と認めたととき		警戒本部 (本部長： 復興・危機管理部長) (略)			(略)				組織改編による
区分	配備基準	(略)	本部・地方支部等体制	(略)																																															
(略)	0号 (略) 5 その他特に部(局)長(総務部にあつては 危機管理監)が必要と認めたととき。																																																		
	1号 (略) 5 その他特に 危機管理監 が必要と認めたととき		警戒本部 (本部長： 危機管理監) (略)																																																
	(略)																																																		
区分	配備基準	(略)	本部・地方支部等体制	(略)																																															
(略)	0号 (略) 5 その他特に部(局)長_____が必要と認めたととき。																																																		
	1号 (略) 5 その他特に 復興・危機管理部長 が必要と認めたととき		警戒本部 (本部長： 復興・危機管理部長) (略)																																																
	(略)																																																		
200	<p>第4 市町村の活動</p> <p>市町村は、地震による災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。また、災害の規模に応じて災害対策本部、現地災害対策本部等を速やかに設置し、応急対策に当たる。</p> <p>1 活動体制</p> <p>(1) 組織、配備体制</p> <p>市町村は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ地震や津波災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。その際、市町村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村災害対策本部の所掌事務</p> <p>(略)</p>					<p>第4 市町村の活動</p> <p>市町村は、地震による災害時において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。また、災害の規模に応じて災害対策本部、現地災害対策本部等を速やかに設置し、応急対策に当たる。</p> <p>1 活動体制</p> <p>(1) 組織、配備体制</p> <p>市町村は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ地震や津波災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。その際、市町村は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村災害対策本部の所掌事務</p> <p>(略)</p>					防災基本計画の修正による																																								
201	<p>(7) 避難勧告等の発令</p> <p>(略)</p>					<p>(7) 避難情報の発令</p> <p>(略)</p>						災害法の改正による																																							

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>第5 警察の活動</p> <p>1 警察は、地震による重大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。 (略)</p>	<p>第5 警察の活動</p> <p>1 警察は、地震による重大な災害時は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
204	<p>第4節 相互応援活動</p> <p><主な実施機関> 県（総務部、震災復興・企画部）、市町村、県警察本部、東北管区警察局 (略)</p>	<p>第4節 相互応援活動</p> <p><主な実施機関> 県（総務部、復興・危機管理部、企画部）、市町村、県警察本部、東北管区警察局 (略)</p>	<p>組織改編による</p>
205	<p>第3 県による応援・受援活動 (略)</p> <p>2 職員派遣の要請 県は、被災市町村の行財政運営が困難と見込まれる場合、短期の人材派遣について被災市町村のニーズを照会し、総務省の被災市区町村応援職員確保システム等により職員派遣を要請する。 (略)</p>	<p>第3 県による応援・受援活動 (略)</p> <p>2 職員派遣の要請 県は、被災市町村の行財政運営が困難と見込まれる場合、短期の人材派遣について被災市町村のニーズを照会し、総務省の応急対策職員派遣制度等により職員派遣を要請する。 (略)</p>	<p>名称変更による</p>
207	<p>第5 他都道府県からの応援活動 (略)</p> <p>3 総務省の被災市区町村応援職員確保システムによる応援要請 (1) 応援職員のニーズ等の把握 県は、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づき、被災市町村における災害対応業務を支援するための応援職員のニーズ等を速やかに把握し、総務省及び北海道東北ブロック幹事県に連絡する。 (略)</p>	<p>第5 他都道府県からの応援活動 (略)</p> <p>3 総務省の応急対策職員派遣制度による応援要請 (1) 応援職員のニーズ等の把握 県は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、被災市町村における災害対応業務を支援するための応援職員のニーズ等を速やかに把握し、総務省及び北海道東北ブロック幹事県に連絡する。 (略)</p>	<p>名称変更による</p>
209	<p>第10 他県等への応援体制 県及び市町村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。</p>	<p>第10 他県等への応援体制 県及び市町村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。 なお、県及び市町村は、応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため派遣職員の健康管理やマスク着用を徹底するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>

宮城県地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表(案)

頁	現行 (令和3年2月)	修正後	備考
	また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。	また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。	
210	第5節 災害救助法の適用 県(保健福祉部), 市町村	第5節 災害救助法の適用 県(復興・危機管理部), 市町村	組織改編による
213	第6節 自衛隊の災害派遣 県(総務部), 市町村, 自衛隊, 第二管区海上保安本部, 東京航空局仙台空港事務所 (略)	第6節 自衛隊の災害派遣 県(復興・危機管理部), 市町村, 自衛隊, 第二管区海上保安本部, 東京航空局仙台空港事務所 (略)	組織改編による
215	第3 県・市町村と自衛隊との連絡 (略) 2 自衛隊の災害派遣に係る県の対応 (1) 自衛隊の災害派遣に係る県の窓口は県危機対策課(火災及び林野火災については消防課)とする。 (略)	第3 県・市町村と自衛隊との連絡 (略) 2 自衛隊の災害派遣に係る県の対応 (1) 自衛隊の災害派遣に係る県の窓口は県復興・危機管理総務課(火災及び林野火災については消防課)とする。 (略)	組織改編による
219	第7節 救急・救助活動 <主な実施機関> 県(総務部), 県警察本部, 市町村, 自衛隊, 第二管区海上保安本部, 東北地方整備局, 東日本高速道路(株)東北支社 (略)	第7節 救急・救助活動 <主な実施機関> 県(復興・危機管理部), 県警察本部, 市町村, 自衛隊, 第二管区海上保安本部, 東北地方整備局, 東日本高速道路(株)東北支社 (略)	組織改編による
220	第6 第二管区海上保安本部の活動 1 地震等により海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。 (略) (3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火	第6 第二管区海上保安本部の活動 1 地震等により海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。 (略) (3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
222	<p>災、爆発及びガス中毒等の発生の防止、<u>航泊禁止措置又は避難勧告を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>災、爆発及びガス中毒等の発生の防止、<u>船舶の航行を制限し、又は禁止する等を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>第10 感染症対策</u></p> <p><u>搜索、救助・救急活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正による</p>
223 224	<p>第8節 医療救護活動</p> <p>(略)</p> <p>第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制</p> <p>1 県</p> <p>(略)</p> <p>(3) 医療救護班の派遣調整</p> <p>イ 災害医療本部は、地域災害医療支部からの要請に基づき、県医師会、県歯科医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>また、県は、医療救護活動が県のみでは十分な対応ができない場合、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、(公社)日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、大学病院、(一社)日本病院会、(公社)全日本病院協会、(公社)日本歯科医師会、(公社)日本薬剤師会、<u>_____</u>、(公社)日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>ハ 災害医療本部は、災害医療コーディネーター<u>_____</u>と協議の上で派遣先等の調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 医療ボランティアの調整</p> <p>県災害医療本部は必要に応じて、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、災害医療コーディネーター<u>_____</u>と協議の上で医療ボランティアの被災地への配置について連絡・調整を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 医療救護活動</p> <p>(略)</p> <p>第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制</p> <p>1 県</p> <p>(略)</p> <p>(3) 医療救護班の派遣調整</p> <p>イ 災害医療本部は、地域災害医療支部からの要請に基づき、県医師会、県歯科医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>また、県は、医療救護活動が県のみでは十分な対応ができない場合、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の<u>_____</u>都道府県、(公社)日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、大学病院、(一社)日本病院会、(公社)全日本病院協会、(公社)日本歯科医師会、(公社)日本薬剤師会、<u>(一社)日本病院薬剤師会</u>、(公社)日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>ハ 災害医療本部は、災害医療コーディネーター<u>及び災害薬事コーディネーター</u>と協議の上で派遣先等の調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 医療ボランティアの調整</p> <p>県災害医療本部は必要に応じて、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、災害医療コーディネーター<u>及び災害薬事コーディネーター</u>と協議の上で医療ボランティアの被災地への配置について連絡・調整を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>災害時薬事関連業務マニュアルの策定による</p> <p>災害時薬事関連業務マニュアルの策定による</p>

頁	現行 (令和3年2月)	修正後	備考
227	<p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制 (略)</p> <p>3 医薬品等の需要・供給体制</p> <p>(1) 医療施設の管理者及び救護所の責任者 <u>は</u>、医薬品等に不足が生じた場合、当該市町村災害対策本部 <u>に</u> 調達を要請する。</p> <p>(2) 市町村災害対策本部は、医療施設 <u>または</u> 救護所 <u>から</u> 医薬品等の要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。市町村において調達できない場合は、<u>県災害対策本部</u> に要請する。</p> <p><u>(新規)</u> <u>(以下項目繰り下げ)</u></p> <p><u>(3) 県災害対策本部は、市町村災害対策本部から医薬品等の要請を受けた場合は、備蓄医薬品等を供給し、不足する場合は県内医薬品等卸業者に調達を要請する。輸血用血液の要請を受けた場合は、赤十字血液センターに要請する。</u></p> <p><u>(4) 県内で必要な医薬品等を調達できない場合には隣接県、あるいは厚生労働省に要請する。</u></p> <p><u>(5) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及び災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)による医薬品の供給等を行う。また、(一社)宮城県病院薬剤師会へ薬剤師の派遣について協力を求める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制 (略)</p> <p>3 医薬品等の需要・供給体制</p> <p>(1) 医療施設の管理者及び救護所の責任者 <u>等</u>は、医薬品等に不足が生じた場合、当該市町村災害対策本部 <u>等</u>に調達を要請する。</p> <p>(2) 市町村災害対策本部は、医療施設 <u>又は</u> 救護所 <u>等</u>から医薬品等の要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。市町村において調達できない場合は、<u>地域災害医療支部</u> に要請する。</p> <p><u>(3) 地域災害医療支部は、市町村災害対策本部等から医薬品等の要請を受けた場合、管内医薬品等卸売販売業者に調達を要請する。不足する場合は、二次医薬品集積所の支援医薬品等を供給し、困難な場合は、県災害医療本部に要請する。</u></p> <p><u>(4) 県災害対策本部は、地域災害医療支部から医薬品等の要請を受けた場合は、県内医薬品等卸業者に調達を要請し、不足する場合は一次医薬品集積所の支援医薬品等を供給する。輸血用血液の要請を受けた場合は、赤十字血液センターに要請する。</u></p> <p><u>(5) 県内で必要な医薬品等を調達できない場合には隣接県、あるいは厚生労働省に要請する。</u></p> <p><u>(6) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及びモバイルファーマシー(ライフライン喪失下でも、各種医薬品を供給できる車両)による医薬品の供給等を行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>災害時薬事関連業務マニュアルの策定による</p> <p>災害時薬事関連業務マニュアルの策定による</p>
229	<p>第9節 消火活動</p> <p><主な実施機関> 県 (<u>総務部</u>)、市町村、第二管区海上保安本部</p> <p>(略)</p> <p>第5 消防機関の活動 (略)</p>	<p>第9節 消火活動</p> <p><主な実施機関> 県 (<u>復興・危機管理部</u>)、市町村、第二管区海上保安本部</p> <p>(略)</p> <p>第5 消防機関の活動 (略)</p>	<p>組織改編による</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
231	<p>2 消防団の活動 (略)</p> <p>(4) 避難誘導 <u>避難の指示・勧告が出された</u>場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。 (略)</p>	<p>2 消防団の活動 (略)</p> <p>(4) 避難誘導 <u>避難情報が発令された</u>場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。 (略)</p>	<p>災対法の改正による</p>
233	<p>第10節 交通・輸送活動</p> <p><主な実施機関> 県(総務部, <u>震災復興・企画部</u>, 農政部, 水産林政部, 土木部), 県警察本部, 市町村, 自衛隊, 東北地方整備局, 東北運輸局, 第二管区海上保安本部, 東日本高速道路(株)東北支社, (公社)宮城県バス協会, 宮城交通(株), (公社)宮城県トラック協会, 宮城県道路公社 (略)</p>	<p>第10節 交通・輸送活動</p> <p><主な実施機関> 県(<u>復興・危機管理部</u>, <u>企画部</u>, 農政部, 水産林政部, 土木部), 県警察本部, 市町村, 自衛隊, 東北地方整備局, 東北運輸局, 第二管区海上保安本部, 東日本高速道路(株)東北支社, (公社)宮城県バス協会, 宮城交通(株), (公社)宮城県トラック協会, 宮城県道路公社 (略)</p>	<p>組織改編による</p>
239	<p>第5 陸上交通の確保 (略)</p> <p>3 緊急通行車両の確認 (略)</p> <p>(1) 確認対象車両 イ 知事が行う確認事務処理 知事は、知事部局等県有公用車両について確認し、本庁(公営企業及び教育庁の本庁を含む。)が所有する車両に係る確認事務については<u>総合交通対策課</u>で、また、地方機関(公営企業及び教育庁の地方機関を含む。)が所有する車両の確認事務については、所管の地方振興事務所・地域事務所それぞれ行う。 ロ 県公安委員会が行う確認事務処理 県公安委員会は、イ以外の車両について確認し、県警本部(交通規制課)、高速道路交通警察隊、警察署のほか交通検問所等の検問箇所で行う。</p> <p>(2) 申し出事項 緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。 <hr/> イ 車両番号標に標示されている番号</p>	<p>第5 陸上交通の確保 (略)</p> <p>3 緊急通行車両の確認 (略)</p> <p>(1) 確認対象車両 イ 知事が行う確認事務処理 知事は、知事部局等県有公用車両について確認し、本庁(公営企業及び教育庁の本庁を含む。)が所有する車両に係る確認事務については<u>地域交通政策課</u>で、また、地方機関(公営企業及び教育庁の地方機関を含む。)が所有する車両の確認事務については、所管の地方振興事務所・地域事務所それぞれ行う。 ロ 県公安委員会が行う確認事務処理 県公安委員会は、イ以外の車両について確認し、県警本部(交通規制課)、高速道路交通警察隊、警察署のほか交通検問所等の検問箇所で行う。</p> <p>(2) 申し出事項 緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。 <u>なお、事前届出を行っている車両は、緊急通行車両等事前届出済証の提出で足りるものとする。</u> イ 車両番号標に標示されている番号</p>	<p>組織改編による</p> <p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>ロ 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名)</p> <p>ハ 使用者の住所, 氏名</p> <p><u>ニ 輸送日時</u></p> <p><u>ホ 輸送経路(出発地, 経由地及び目的地名)</u></p> <p><u>ヘ その他参考事項(事前届出を行っている場合は, 緊急通行車両等事前届出済証を提出。)</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) (3)により標章等を交付した場合, <u>危機対策課</u>及び交通規制課に報告することとし, (1)の区分によりそれぞれ交付状況を把握する。<u>危機対策課</u>及び交通規制課は, 必要に応じて確認事務の調整を図る。</p>	<p>ロ 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名)</p> <p>ハ 使用者の住所, 氏名</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ニ _____ 出発地 _____</u></p> <p><u>ホ その他参考事項 _____</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) (3)により標章等を交付した場合, <u>復興・危機管理総務課</u>及び交通規制課に報告することとし, (1)の区分によりそれぞれ交付状況を把握する。<u>復興・危機管理総務課</u>及び交通規制課は, 必要に応じて確認事務の調整を図る。</p>	<p>記述の適正化 項目の繰り上げ</p> <p>組織改編による</p>

頁	現行 (令和3年2月)	修正後	備考
240	<p style="text-align: center;">緊急通行車両等の事前届出・確認手続等フロー</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">《事前届出済証交付手続》</p> </div> <p style="text-align: center;">①: 申請, ②: 届出済交付証, ③: 写し提出</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 50px; background-color: #ccc; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <div style="background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); padding: 5px;">発災</div> </div> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">《標章(緊マーク)・緊急通行車両確認証明書交付手続》</p> </div> <p style="text-align: center;">④: 届出済証提出, ⑤: 緊マーク・証明書, ⑥: 確認申請</p>	<p style="text-align: center;">緊急通行車両等の事前届出・確認手続等フロー</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">《事前届出済証交付手続》</p> </div> <p style="text-align: center;">①: 申請, ②: 届出済交付証, ③: 写し提出</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 50px; background-color: #ccc; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <div style="background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); padding: 5px;">発災</div> </div> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">《標章(緊マーク)・緊急通行車両確認証明書交付手続》</p> </div> <p style="text-align: center;">④: 届出済証提出, ⑤: 緊マーク・証明書, ⑥: 確認申請</p>	<p>図の修正 (組織改編)</p>

宮城県地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表(案)

頁	現行 (令和3年2月)	修正後	備考
243	<p>第11節 ヘリコプターの活動</p> <p><主な実施機関> 県(総務部)、県警察本部、仙台市消防局、東北地方整備局、第二管区海上保安本部、東京航空局仙台空港事務所、自衛隊、仙台国際空港(株)</p>	<p>第11節 ヘリコプターの活動</p> <p><主な実施機関> 県(復興・危機管理部)、県警察本部、仙台市消防局、東北地方整備局、第二管区海上保安本部、東京航空局仙台空港事務所、自衛隊、仙台国際空港(株)</p>	組織改編による
245	<p>第12節 避難活動</p> <p>第1 目的 市町村及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に勧告又は指示等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。 (略)</p> <p>2 避難勧告等の対象とする避難行動 <u>避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。</u></p> <p>(1) <u>指定緊急避難場所への立退き避難</u> (2) <u>「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難</u> (3) <u>「屋内安全確保」(その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動)</u></p> <p>第2 避難の勧告又は指示 地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市町村長は、住民に対して速やかに避難の勧告又は指示を行う。この際、県は、時期を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言を行う。 <u>「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</u> <u>「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。</u> なお、市町村長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うこと</p>	<p>第12節 避難活動</p> <p>第1 目的 市町村及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に避難情報の発令等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。 (略)</p> <p>2 住民がとるべき避難行動 <u>地震発生時、揺れが続いている間はその場にあった身の安全確保を図り、揺れが収まってから、周囲の状況等により必要に応じて、指定緊急避難場所等の安全な場所への移動などの避難行動をとる。</u> <u>なお、地震に伴う津波に対する行動については、「津波災害対策編 第3章第12節 避難活動」を参照するものとする。</u></p> <p>第2 避難情報の発令 地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市町村長は、住民に対して速やかに避難情報の発令を行う。この際、県は、時期を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言を行う。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p>	<p>災害法の改正による</p> <p>災害法の改正による記述の見直し</p> <p>災害法の改正による</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
246	<p><u>がかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内安全確保等の安全確保措置を指示することができる。</u></p> <p>1 避難<u>勧告</u>、指示を行う者 <u>避難の勧告又は指示</u>を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。 (略)</p> <p>2 市町村長、知事の役割 市町村長は、大規模地震に起因して住民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民に対し、速やかに<u>立ち退きの勧告又は指示</u>を行う。 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市町村長に代わって<u>立ち退きの勧告又は指示</u>に関する措置の全部又は一部を実施する。 (略)</p> <p>4 警察官は、生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は市町村長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。 (1) 警察署長は、市町村長が行う避難の<u>勧告又は指示</u>について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。 (2) 警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の<u>勧告</u>、指示がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。</p> <p>第3 避難の<u>勧告又は指示</u>の内容及び周知 (略)</p> <p>2 市町村長等が避難の<u>勧告又は指示</u>を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。 (略)</p> <p>(4) 避難の<u>勧告又は指示</u>の理由 (略)</p> <p>3 避難の措置と周知 避難の<u>勧告又は指示</u>をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様と</p>	<p>_____</p> <p>1 避難の<u>指示等</u>を行う者 <u>避難情報</u>を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。 (略)</p> <p>2 市町村長、知事の役割 市町村長は、大規模地震に起因して住民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民に対し、速やかに<u>避難の指示</u>を行う。 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市町村長に代わって<u>避難の指示</u>に関する措置の全部又は一部を実施する。 (略)</p> <p>4 警察官は、生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は市町村長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。 (1) 警察署長は、市町村長が行う避難の _____ 指示について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。 (2) 警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の _____ 指示がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。</p> <p>第3 避難の _____ 指示の内容及び周知 (略)</p> <p>2 市町村長等が避難の _____ 指示を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。 (略)</p> <p>(4) 避難の _____ 指示の理由 (略)</p> <p>3 避難の措置と周知 避難の _____ 指示をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様と</p>	<p>災対法の改正による</p> <p>記述の適正化 災対法の改正による</p> <p>災対法の改正による</p> <p>災対法の改正による</p>
247	<p>(4) 避難の<u>勧告又は指示</u>の理由 (略)</p> <p>3 避難の措置と周知 避難の<u>勧告又は指示</u>をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様と</p>	<p>(4) 避難の _____ 指示の理由 (略)</p> <p>3 避難の措置と周知 避難の _____ 指示をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様と</p>	<p>災対法の改正による</p> <p>災対法の改正による</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
248	<p>する。</p> <p>(1) 住民等への周知 (略) なお、<u>避難勧告等</u>の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAXにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 周知内容 <u>避難勧告等</u>の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、その他とする。</p> <p>(4) 警察の役割 イ 警察署長は、市町村長が行う避難の<u>勧告又は</u>指示について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。 ロ 警察は、避難の<u>勧告又は</u>指示がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路その他必要事項を周知徹底する。</p> <p>第4 避難誘導</p> <p>1 住民等の避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(指定緊急避難場所、指定避難所)への円滑な誘導に努める。 誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 <u>なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」の措置を講ずべきことにも留意する。</u></p> <p>2 市町村は、消防職団員、水防団員、市町村職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。 また、市町村は、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、<u>避難勧告等</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>	<p>する。</p> <p>(1) 住民等への周知 (略) なお、<u>避難情報</u>の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAXにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 周知内容 <u>避難情報の発令</u>の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、その他とする。</p> <p>(4) 警察の役割 イ 警察署長は、市町村長が行う避難の_____指示について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。 ロ 警察は、避難の_____指示がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路その他必要事項を周知徹底する。</p> <p>第4 避難誘導</p> <p>1 住民等の避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(指定緊急避難場所、指定避難所)への円滑な誘導に努める。 誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 <u>なお、地震に伴う津波については、「津波災害対策編 第3章第12節 避難活動」を参照するものとする。</u></p> <p>2 市町村は、消防職団員、水防団員、市町村職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。 また、市町村は、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、<u>避難情報</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う記述の見直し</p> <p>災対法の改正による</p>

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
249	<p>(略)</p> <p>4 県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。</p> <p>県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。</p> <p>第5 避難所の開設及び運営</p> <p>指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市町村は、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立しない場所に指定避難所を開設し、収容保護する。</p> <hr/> <p>1 指定避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(2) 市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</u></p> <p><u>(3) 市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p><u>(4) 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。</u></p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理</p> <p>(略)</p> <p>ホ 自治的な組織運営への移行</p>	<p>(略)</p> <p>4 県は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請する。</p> <p>県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。</p> <p>第5 避難所の開設及び運営</p> <p>指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市町村は、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立しない場所に指定避難所を開設し、収容保護する。</p> <p><u>市町村は、災害の規模に鑑み必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努めるものとする。</u></p> <p>1 指定避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p><u>(2) 市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u></p> <p><u>(3) 市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知をするよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p><u>(5) 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。</u></p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理</p> <p>(略)</p> <p>ホ 自治的な組織運営への移行</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>記述の適正化 防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>項目の繰り下げ</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
250	<p>市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所の環境維持</p> <p>イ 良好な生活環境の維持</p> <p>市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ロ 健康状態・衛生状態の把握</p> <p>市町村は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、_____簡易ベッド_____等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>ニ 感染症対策</p> <p>_____市町村は、被災地において_____感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 男女共同参画</p> <p>(略)</p> <p>ロ 男女_____のニーズの違いへの配慮</p> <p>市町村は、避難所の運営において、男女_____のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</p> <p>特に、生理用品、サンタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離</p>	<p>市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所の環境維持</p> <p>イ 良好な生活環境の維持</p> <p>市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p><u>また、市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>ロ 健康状態・衛生状態の把握</p> <p>市町村は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、<u>段ボールベッド</u>、簡易ベッド、<u>パーティション等</u>の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>ニ 感染症対策</p> <p><u>県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p>(3) 男女共同参画</p> <p>(略)</p> <p>ロ 男女<u>及び性的マイノリティ（LGBT等）</u>のニーズの違いへの配慮</p> <p>市町村は、避難所の運営において、男女<u>及び性的マイノリティ（LGBT等）</u>のニーズの違い等_____に配慮する。</p> <p>特に、生理用品、サンタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>性的マイノリティへの配慮を明記</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
251	<p>乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別_____トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、_____巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>ハ 運営参加者への配慮 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第6 避難長期化への対処 (略)</p> <p>第7 帰宅困難者対策 (略)</p>	<p>乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別<u>及び多目的</u>トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、<u>男女ペアによる</u>巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭<u>など多様な</u>ニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p><u>ハ 女性・子供等への配慮</u> 市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p><u>ニ</u> 運営参加者への配慮 (略)</p> <p>第6 <u>避難情報の発令等による広域避難</u> <u>1</u> 市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については当該市町村と直接協議し、他都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議することができる。 <u>2</u> 県は、市町村から協議要求があった場合、他都道府県と協議を行うものとする。 <u>3</u> 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>第7 避難長期化への対処 (略)</p> <p>第8 帰宅困難者対策 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>項目の繰り下げ</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>項目の繰り下げ</p>

頁	現行 (令和3年2月)	修正後	備考
252	<p>第8 孤立集落の安否確認対策 (略)</p> <p>第9 広域避難者への支援 (略)</p>	<p>第9 孤立集落の安否確認対策 (略)</p> <p>第10 広域避難者への支援 (略)</p>	
253	<p>第10 在宅避難者への支援 (略)</p>	<p>第11 在宅避難者への支援 (略)</p>	
254	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p> <p><主な実施期間> 県 (<u>保健福祉部</u>, 土木部), 市町村</p> <p>第1 目的 大規模地震災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。 このため、県及び市町村は、応急仮設住宅(<u>プレハブ仮設住宅</u>)の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。</p> <p>第2 応急仮設住宅(<u>プレハブ仮設住宅</u>)の整備と維持管理</p> <p>1 応急仮設住宅(<u>プレハブ仮設住宅</u>)の整備</p> <p>(1) 県の対応</p> <p>イ 応急仮設住宅(<u>プレハブ仮設住宅</u>)の整備 県は、災害救助法を適用した場合において、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅(<u>プレハブ仮設住宅</u>)の整備が必要と認めるときは、協定に基づき(一社)プレハブ建築協会 <u>の協力を得ることや、災害の規模に応じて地元企業などの活用により速やかに整備する。</u> 整備に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災市町村内の公有地その他の安全な用地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や高齢者・障</p>	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p> <p><主な実施期間> 県 (<u>復興・危機管理部</u>, 土木部), 市町村</p> <p>第1 目的 大規模地震災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。 このため、県及び市町村は、応急仮設住宅(<u>建設型応急住宅</u>)の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。</p> <p>第2 応急仮設住宅(<u>建設型応急住宅</u>)の整備と維持管理</p> <p>1 応急仮設住宅(<u>建設型応急住宅</u>)の整備</p> <p>(1) 県の対応</p> <p>イ 応急仮設住宅(<u>建設型応急住宅</u>)の整備 県は、災害救助法を適用した場合において、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅(<u>建設型応急住宅</u>)の整備が必要と認めるときは、協定に基づき(一社)プレハブ建築協会や<u>宮城県木造応急仮設住宅建設協議会</u>の協力を<u>得て速やかに整備する。</u> 整備に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災市町村内の公有地その他の安全な用地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や高齢者・障</p>	<p>組織改編による</p> <p>防災基本計画にあわせて名称修正</p> <p>防災基本計画にあわせて名称修正</p> <p>新たに協定締結したため</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
255	<p>害者等に十分配慮した仕様及び設計に努める。</p> <p>ロ 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の資機材の確保</p> <p>県は、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接資機材関係省庁(農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)に資機材の調達に関して要請する。</p> <p>(2) 市町村の対応</p> <p>市町村は、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備に当たり、安全な用地を確保するとともに、県が直接整備することが困難な場合において、県からの委任を受け、市町村自ら整備する。</p> <p>2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持管理・運営</p> <p>(1) 管理体制</p> <p>県は応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の適切な管理運営を行うものとするが、状況に応じて、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の所在地である市町村に管理を委託する。市町村長に委任した場合は、知事と市町村長との間で、管理委託協定を締結する。</p> <p>(2) 維持管理上の配慮事項</p> <p>県及び市町村は、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第4 民間賃貸住宅の活用等</p> <p>災害救助法に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、<u>民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、市町村と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に進めていく。</u></p>	<p>害者等に十分配慮した仕様及び設計に努める。</p> <p>ロ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の資機材の確保</p> <p>県は、応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接資機材関係省庁(農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)に資機材の調達に関して要請する。</p> <p>(2) 市町村の対応</p> <p>市町村は、応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備に当たり、安全な用地を確保するとともに、県が直接整備することが困難な場合において、県からの委託を受け、市町村自ら整備する。</p> <p>2 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の維持管理・運営</p> <p>(1) 管理体制</p> <p>県は応急仮設住宅(建設型応急住宅)の適切な管理運営を行うものとするが、状況に応じて、応急仮設住宅(建設型応急住宅)の所在地である市町村に管理を委託する。市町村長に委託した場合は、知事と市町村長との間で、管理委託協定を締結する。</p> <p>(2) 維持管理上の配慮事項</p> <p>県及び市町村は、応急仮設住宅(建設型応急住宅)の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅(建設型応急住宅)入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第4 民間賃貸住宅の活用等</p> <p>災害救助法に基づく応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、<u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応</u></p>	<p>防災基本計画にあわせて名称修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画にあわせて名称修正</p> <p>防災基本計画の修正による</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
266	<p>県(総務部, 環境生活部, 保健福祉部, 経済商工観光部, 農政部, 水産林政部, 企業局), 市町村, 東北農政局, 自衛隊, 日本赤十字社宮城県支部, (公社)宮城県トラック協会, 日本郵便(株)東北支社</p> <p>第1 目的 県及び市町村は, 大規模地震災害時における県民の基本的な生活を確保するため, 物資調達・輸送調整等支援システム<u>を</u>を活用し備蓄状況の確認を行うとともに, 被災者の食料, 飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し, 関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。 なお, 被災状況の程度や, 避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ, 時宜を得た物資の調達に配慮するとともに, <u>夏季・冬季の季節など</u>被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第4 食料 (略) 2 米穀 (1) 調達 県は, 非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において, 市町村の申請等に基づき, 炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは, 農林水産省の支援を得て給食に必要な米穀(以下「応急用米穀」という。)を調達する。</p> <p>(略)</p>	<p>県(復興・危機管理部, 環境生活部, 保健福祉部, 経済商工観光部, 農政部, 水産林政部, 企業局), 市町村, 東北農政局, 自衛隊, 日本赤十字社宮城県支部, (公社)宮城県トラック協会, 日本郵便(株)東北支社</p> <p>第1 目的 県及び市町村は, 大規模地震災害時における県民の基本的な生活を確保するため, 物資調達・輸送調整等支援システム<u>等</u>を活用し備蓄状況の確認を行うとともに, 被災者の食料, 飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し, 関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。 なお, 被災状況の程度や, 避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ, 時宜を得た物資の調達に配慮するとともに, <u>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資をはじめ, 暑さ・寒さ対策としての空調など</u>, 被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第4 食料 (略) 2 米穀 (1) 調達 県は, 非常災害時において, 市町村の申請等に基づき, 炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは, 農林水産省の支援を得て給食に必要な米穀(以下「応急用米穀」という。)を調達する。</p> <p>(略)</p>	<p>組織改編による</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p>
276	<p>第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬 (略)</p> <p>第2 遺体等の搜索 (略) 2 警察官及び防災関係機関は, 検視(死体調査), _____死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。</p> <p>(略)</p>	<p>第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬 (略)</p> <p>第2 遺体等の搜索 (略) 2 警察官及び防災関係機関は, 検視(死体調査), <u>身元確認(歯牙の調査)</u>, 死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。</p> <p>(略)</p>	<p>歯科医師の役割を追記</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
284	<p>第22節 教育活動</p> <p>県（<u>総務部</u>，教育庁），市町村 (略)</p> <p>第2 避難措置 学校等の校長等は，地震災害が発生した場合又は市町村長等が<u>避難の勧告若しくは指示</u>を行った場合等においては，児童生徒等の安全の確保を図るため，次の措置を講じる。 (略)</p>	<p>第22節 教育活動</p> <p>県（<u>復興・危機管理部</u>，教育庁），市町村 (略)</p> <p>第2 避難措置 学校等の校長等は，地震災害が発生した場合又は市町村長等が<u>避難情報の発令</u>を行った場合等においては，児童生徒等の安全の確保を図るため，次の措置を講じる。 (略)</p>	<p>組織改編による</p> <p>災対法の改正による</p>
288	<p>第23節 防災資機材及び労働力の確保</p> <p><主な実施機関> 県（<u>総務部</u>），防災関係機関</p>	<p>第23節 防災資機材及び労働力の確保</p> <p><主な実施機関> 県（<u>復興・危機管理部</u>），防災関係機関</p>	<p>組織改編による</p>
296	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策 (略)</p> <p>第9 空港施設 (略)</p> <p>2 東京航空局仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社の対応 (略)</p> <p>(2) 災害応急対策の実施 <u>発災後3日以内の初期段階において，救急・救命，捜索・救助，情報収集等の災害応急対策を行い，</u>緊急物資・人員の輸送活動のための航空機（ヘリコプターを含む）<u>の利用を可能とし，こうした活動の拠点</u>として機能させる。その上で，航空輸送上の重要性に応じ，できるだけ早期に民間旅客機の運航可能に努める。 (略)</p>	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策 (略)</p> <p>第9 空港施設 (略)</p> <p>2 東京航空局仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社の対応 (略)</p> <p>(2) 災害応急対策の実施 <u>仙台空港及び空港復旧に必要なインフラ環境の被災状況を考慮したうえ，発災後3日以内を目標に，国及び関係機関の支援を受け救急・救命活動や</u>緊急物資・人員の輸送活動のための航空機（ヘリコプターを含む）<u>の活動拠点</u>として機能させる。その上で，航空輸送上の重要性に応じ，できるだけ早期に民間旅客機の運航可能に努める。 (略)</p>	<p>記述の適正化</p>
305	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p><主な実施機関> 県（<u>総務部</u>，環境生活部，土木部，企業局），関東東北産業保安監督部東北支部，市町村，東日本電信電話(株)宮城事業部，東北電力(株)宮城支店，</p>	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p><主な実施機関> 県（<u>復興・危機管理部</u>，環境生活部，土木部，企業局），関東東北産業保安監督部東北支部，市町村，東日本電信電話(株)宮城事業部，東北電力(株)宮城支店，</p>	<p>組織改編による</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
307	<p>東北電力ネットワーク(株)宮城支社，(一社)宮城県LPガス協会，石巻ガス(株)，塩釜ガス(株)，古川ガス(株)</p> <p>(略)</p> <p>第5 電力施設</p> <p>(略)</p> <p>3 広報活動</p> <p>(1) 災害の発生が予想される場合，又は災害が発生した場合は，停電による社会不安の除去のため，電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。</p> <p>また，公衆感電事故，電気火災を防止するための広報活動を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>東北電力ネットワーク(株)宮城支社，(一社)宮城県LPガス協会，石巻ガス(株)，塩釜ガス(株)，古川ガス(株)</p> <p>(略)</p> <p>第5 電力施設</p> <p>(略)</p> <p>3 広報活動</p> <p>(1) 災害時は，停電による社会不安の除去のため，電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また，公衆感電事故，電気火災を防止するための広報活動を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
311	<p>第26節 危険物施設等の安全確保</p> <p><主な実施機関></p> <p>県(総務部，環境生活部，保健福祉部)，県警察本部，市町村，関東東北産業保安監督部東北支部，第二管区海上保安本部，石巻ガス(株)，塩釜ガス(株)，古川ガス(株)</p> <p>(略)</p> <p>第3 危険物施設</p> <p>(略)</p> <p>3 災害発生事業所等における応急対策</p> <p>(1) 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合，速やかに第二管区海上保安本部，所轄消防署，関係市町村及び関係機関に通報するとともに，現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第26節 危険物施設等の安全確保</p> <p><主な実施機関></p> <p>県(復興・危機管理部，環境生活部，保健福祉部)，県警察本部，市町村，関東東北産業保安監督部東北支部，第二管区海上保安本部，石巻ガス(株)，塩釜ガス(株)，古川ガス(株)</p> <p>(略)</p> <p>第3 危険物施設</p> <p>(略)</p> <p>3 災害発生事業所等における応急対策</p> <p>(1) 大規模な危険物等災害時，速やかに第二管区海上保安本部，所轄消防署，関係市町村及び関係機関に通報するとともに，現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>組織改編による</p> <p>防災基本計画の修正による</p>
	<p>第28節 二次災害・複合災害防止対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>(略)</p>	<p>第28節 二次災害・複合災害防止対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>(略)</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
320	<p>2 水害・土砂災害 (略)</p> <p>(2) 点検の実施 (略)</p> <p>また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、市町村が適切に<u>避難勧告</u>等の判断が行えるよう土砂災害に関する情報を提供する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>2 水害・土砂災害 (略)</p> <p>(2) 点検の実施 (略)</p> <p>また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、市町村が適切に<u>避難の指示</u>等の判断が行えるよう土砂災害に関する情報を提供する。</p> <p>(略)</p> <p><u>8 空き家等</u></p> <p><u>市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災法の改正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p>
326	<p>第30節 ボランティア活動 (略)</p> <p>第2 一般ボランティア (略)</p> <p>3 行政の支援 (略)</p> <p>(2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>第30節 ボランティア活動 (略)</p> <p>第2 一般ボランティア (略)</p> <p>3 行政の支援 (略)</p> <p>(2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成</p> <p><u>なお、県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と県及び市町村の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
327	<p>第31節 海外からの支援の受入れ</p>	<p>第31節 海外からの支援の受入れ</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<主な実施機関> 県（ <u>総務部</u> ，経済商工観光部）	<主な実施機関> 県（ <u>復興・危機管理部</u> ，経済商工観光部）	組織改編による

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
331	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧復興対策</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画 (略)</p> <p>第3 災害復旧計画 (略)</p> <p>3 事業の実施 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧復興対策</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画 (略)</p> <p>第3 災害復旧計画 (略)</p> <p>3 事業の実施 (略)</p> <p><u>(5) 県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7) 市町村は、市町村が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。</u></p> <p><u>(8) 県及び市町村は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、実施に高度な技術又は機械力を要する維持で、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。</u></p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>項目の繰り下げ 防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>項目の繰り下げ</p>
334	<p>第2節 生活再建支援</p> <p><主な実施機関> 県(総務部, 保健福祉部, 経済商工観光部, 土木部, 教育庁), 市町村, 東北財務局,</p>	<p>第2節 生活再建支援</p> <p><主な実施機関> 県(復興・危機管理部, 保健福祉部, 経済商工観光部, 土木部, 教育庁), 市町村,</p>	<p>組織改編による</p>

宮城県地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表(案)

頁	現行 (令和3年2月)	修正後	備考
	<p data-bbox="190 225 1055 256">日本銀行仙台支店, 県社会福祉協議会</p> <p data-bbox="190 296 304 323">第1 目的</p> <p data-bbox="232 335 1061 397">県, 市町村及び防災関係機関は, 被災者の自立的生活再建を支援するため, 相互に連携し積極的な措置を講じる。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p data-bbox="226 549 264 576">(略)</p> <p data-bbox="190 620 427 647">第3 罹災証明書の交付</p> <p data-bbox="226 657 264 684">(略)</p> <p data-bbox="215 694 280 721">2 県</p> <p data-bbox="232 729 1048 1185">県は, 市町村で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について, 平時には市町村の住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により, 災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに, 育成した調査の担当者の名簿への登録, 他都道府県や民間団体との応援協定の締結等により, 応援体制の強化を図る。また, 災害時には, 速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに, その実施に当たっては, ビデオ会議システムを活用し, 各市町村に映像配信を行うなど, より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。さらに, 被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には, 当該市町村に対し必要な職員の派遣や技術的な支援を行うとともに, 被害が複数の市町村にわたる場合には, 調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう, 定期的に, 各市町村における課題の共有や対応の検討, 各市町村へのノウハウの提供等をおこなうこと等により, 被災市町村間の調整を図る。</p> <p data-bbox="266 1195 304 1222">(略)</p>	<p data-bbox="1086 225 1951 256">東北財務局, 日本銀行仙台支店, 県社会福祉協議会</p> <p data-bbox="1086 296 1200 323">第1 目的</p> <p data-bbox="1128 335 1957 397">県, 市町村及び防災関係機関は, 被災者の自立的生活再建を支援するため, 相互に連携し積極的な措置を講じる。</p> <p data-bbox="1128 405 1942 541"><u>その際, 県及び市町村は, 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう, 見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに, 被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p data-bbox="1122 549 1160 576">(略)</p> <p data-bbox="1086 620 1323 647">第3 罹災証明書の交付</p> <p data-bbox="1122 657 1160 684">(略)</p> <p data-bbox="1111 694 1176 721">2 県</p> <p data-bbox="1128 729 1944 1185">県は, 市町村で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について, 平常時には市町村の住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により, 災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに, 育成した調査の担当者の名簿への登録, 他都道府県や民間団体との応援協定の締結等により, 応援体制の強化を図る。また, 災害時には, 速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに, その実施に当たっては, ビデオ会議システムを活用し, 各市町村に映像配信を行うなど, より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。さらに, 被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には, 当該市町村に対し必要な職員の派遣や技術的な支援を行うとともに, 被害が複数の市町村にわたる場合には, 調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう, 定期的に, 各市町村における課題の共有や対応の検討, 各市町村へのノウハウの提供等をおこなうこと等により, 被災市町村間の調整を図る。</p> <p data-bbox="1122 1195 1160 1222">(略)</p>	<p data-bbox="1982 405 2141 467">防災基本計画の修正による</p> <p data-bbox="1982 761 2119 788">記述の適正化</p>
344	<p data-bbox="190 1278 412 1305">第4節 産業復興支援</p> <p data-bbox="203 1315 241 1342">(略)</p> <p data-bbox="190 1385 434 1412">第2 中小企業金融対策</p>	<p data-bbox="1086 1278 1308 1305">第4節 産業復興支援</p> <p data-bbox="1099 1315 1137 1342">(略)</p> <p data-bbox="1086 1385 1330 1412">第2 中小企業金融対策</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（令和3年2月）	修正後	備考
	<p>(略)</p> <p><u>4 県は、相談窓口を設置し、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>	<p>内容重複のため</p>
345	<p>第5節 都市基盤の復興対策</p> <p><主な実施機関></p> <p>県（<u>震災復興・企画部</u>，土木部）</p>	<p>第5節 都市基盤の復興対策</p> <p><主な実施機関></p> <p>県（<u>企画部</u>，土木部）</p>	<p>組織改編による</p>
347	<p>第6節 義援金の受入れ，配分</p> <p><主な実施機関></p> <p>県（<u>保健福祉部</u>，土木部）</p>	<p>第6節 義援金の受入れ，配分</p> <p><主な実施機関></p> <p>県（<u>復興・危機管理部</u>，土木部）</p>	<p>組織改編による</p>